道路行政セミナー

2006 January

目》次	
年頭の挨拶 谷口博昭	1
特集/ETC施策について ETCの普及促進 酒 井 浩 一 ETCのしくみ ETCの効果と利用・普及状況 ETC普及促進策	3
立体交差事業をはじめとした各種踏切対策の取組み 都市・地域整備局街路課 特定都市交通施設整備室	19
「信頼される会社」 新会社紹介 「地域の発展に貢献する会社」に向かって 東日本高速道路㈱	24
先進の道路サービスへ -阪神高速道路㈱の発足にあたって 阪神高速道路㈱	29
訴訟事例紹介 中央分離帯等設置による被侵害利益の存在が争われた事例 岡 崎 之 彦 一青森国道 4 号損害賠償請求事件—	33
連載 道と思想 (その4) 三木 克彦	38
緑美しい都市の実現に向けてのみちづくり(仙台市)…安斎 栄	42
とんび の 広場 2010年に向けての道づくり (奈良県) 曹夛仲 正博	45 48
連載/社会実験 八戸市都心再生 にぎわいトランジットモール社会実験 八戸市都市政策課	54
時•時•時	62

道路局長 谷口 博昭

申し上げます。 謹んで新年のご挨拶を申し上げます。 行政の推進につきまして、 昨年は、 明けましておめでとうございます。 有料道路制度に関する問題で、 道路行政にとって大きな転換を迫られた年でした。 格別のご支援、ご協力を賜り、厚く御礼 残されたいくつ 昨年一 また、 平成一八年の年頭にあたり、 〇月一日に、 かの課題を含め、 皆様には平素より道路

ቜቝዹቜኯቜቝዿቝጜቝጜቝጜቔጜቝጜቝጜቝጜቝጜቝጜቝጜቝጜቝጜቝጜዀዀቔኯፚቔጜዀጜቔጜቔጜቝጜቝጜቝጜቝጜቝጜዀጜዀጜኯጜቝጜቝጜቝጜቝጜቝጜቝጜቝጜቝጜዄዀጜዀጜዀዀዀዀዀዀጜዀጜዀ

は、 参ります。 月末までに、 公団が民営化されました。 結するほか、 民営化後の高速道路の建設 民営化の目的の実現に向けた取組みを着実に推進して 管理に関する本協定を締 道路関係四 本年二 つ

日に政府・与党間で もう一つは、 道路特定財源制度に関する問題です。 「道路特定財源の見直しに関する基本方針」 昨年一二月九 が

十分な説明を行いその理解を得つつ、具体案を得る。」とあるよう 案を策定することとなります。 ていくかが重要と考えております。 に、様々な課題を、 合意されたところです。 納税者の理解を得るよう、どうセットで議論 今年は、 基本方針には、「納税者に対して、 歳出・歳入一体改革に併せて具体

ます。この日本文化の原点に戻る道づくりを、「道路ルネッサンス」 間の本心に触れる、文化の香りの高い道づくりが求められると思 動車から人・自転車・歩行者へ、せせらぎや緑、 として推進していきたいと思います。 柔軟な姿勢で取組みたいと思います。特に、これからの時代は、 を目指して新たな一歩を踏み出すスタートの年であり、 み残してきた多くの問題の解決を迫られる正念場の年でもありま 戦後六〇年の節目の年が過ぎ、平成一八年は、 道路行政もこれまでの延長線上で考えるのではなく、新しい 新しい時代に応じて生まれかわっていく、変化していくという 憩いといった、 日本が更なる発展 昨年から積 自 世

す。

真に必要な道路の整備を重点的 地球温暖化問題 最後になりましたが、 あわせて、災害に強い国土づくり、 目標を明示し、 国際競争力向上など、わが国喫緊の課題に対して 厳格な事業評価やコスト縮減を徹底しながら、 ・効率的に進めます。 安全・安心な暮らし Ō 確保、

いたしまして、 新年のご挨拶とさせていただきます。 皆様の一層のご健勝、ご活躍を心より祈念

ETCの普及促

道路局有料道路課 酒井 浩

はじめに

器セットアップ台数も累計で一、〇〇〇万台を達 三年三月より全国六三料金所で一般運用が開始さ 平成五年より本格的な検討がスタートし、平成 ストップ自動料金支払いシステム)(写真1)は、 半数がETC利用となっている。 成するなど、有料道路の通行料金支払い方法の過 年にはETC利用率が五〇%を突破、ETC車載 れた。その後、着実にETCの利用が増加し、 ETC (Electronic Toll Collection System: ハン 昨

進に向けた取組みについて報告する。 いて整理するとともに、さらなるETCの普及促 本稿では、ETCの概要やこれまでの経緯につ

二 ETCとは

通行する際に有効なタグと呼ばれる機器を車両に 払うシステムのことである(図1)。 TCカード(ICカード)を挿入し、有料道路 を世界に先駆け実現しているところにある。これ 事業者の料金体系でも、 におけるETCの最大の特徴は、異なる有料道路 通過するシステムが一般的である。しかし、日本 装着し、道路上に設置された路側機(ゲート)を アメリカをはじめ、その多くは特定の有料道路を 信により、車両を停止することなく通行料金をす 料金所に設置された路側アンテナとの間の無線通 ETCは諸外国においても導入されているが、 ETCは、車両に設置されたETC車載器にE 相互利用できるシステム

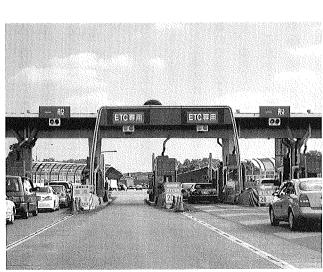


写真1

車載器 路側アンテナ IC カード 双方向無線通信

図 1 ETCシステムのイメージ

と汎用性を可能にし、 利用することが対応可能となっている。また、 る方式にしたことにより、 ETCカードという別個のものを組合せて利用す 様な料金施策を実施することも可能である。 距離料金制と、 料金制の両方の有料道路をノンストップで連続 ETCを利用する上で、 ほとんどの高速国道で採用されている対 主に都市高速で採用されている均 利用者のプライバシー保護 ICカードの多目的化 ETC車載器と

建設省 でのフィー となり、 受けて、 年計画」 木研究所や小田原厚木道路、東京湾アクアライン 本格的にスタートしたことに始まる。この計画を 験を実施すべく、 ETC実用化に向けた段階的実験や技術的導入試 (当時) 建設省と道路関係四公団 において、 官民共同研究(平成七年度)、 ・ルド実験 道路局が策定した ETC導入に向けた調査研究が 平成五年度からの五箇年内に (平成八~九年度) 「道路技術五箇 (当時) を実施し 建設省土 が中心

> た (写真4・5)。

といったセキュリティ面での対応も図られている

(写真2・3)。

我が国におけるETCの開発は、

平成五年六月

後、

準規格書 て定められた「有料道路自動料金収受システムを 用する場合における料金徴収事務の取扱いにつ ら有料道路事業者等へ通知したほか、 施設設置基準 招請を実施し、平成一一年三月にセキュリティ標 同年六月にセキュリティに関する官報公告、 にETCの仕様書案が官報公告され、 これら調査研究の成果により、 実配備に先立ち、 同年一〇月に仕様書が完成した。あわせて、 (評価版) (案)を建設省道路局長 の開示を官報公告した。 平成一一年三月に料金徴収 平成一〇年三月 意見招請 ETCを使 (当時) か



により、

写真2 ETC車載器



写真 3 ETCカード券面表示見本



写真 5 東京湾アクアライン木更津本線料金所 E T C 実験の様子



写真 4 小田原厚木道路小田原料金所ETC 実験の様子

ORSEは、

有料道路事業者等に代わり情報安全

(ORSE) が設立された。

テム高度化推進機構

かつ効率的な実施を目的とした財団法人道路シス九月には、ETCにおける情報の安全確保の確実月二日に公布した。この省令に基づき平成一一年

(平成一一年建設省令第三八号)を平成一一年八使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令」

所 画 れた経済新生対策により、 ていたが、その後、平成一一年三月に政府決定さ 約六割 での計画期間内に全国約七三〇ヵ所 次ETCを導入するため、当初、 備効果の高い路線から連続性等を勘案しつつ、 画では、東名、名神、首都高速、 計画が正式決定された。新たな道路整備五箇年計 〇年度を初年度とする一新たな道路整備五箇年計 の改正や技術基準の制定などを行いつつ、 こうした一連のETC実用化に必要な関係法令 (全料金所の約七割) に拡大された。また、 では、 の料金所にETCを導入する計画となっ 全国の有料道路におけるETCの整備 整備目標が約九〇〇ヵ 阪神高速など整 平成一四年度ま (全料金所の 平成一 同 順

整備を進めることとなった。
を設置することで、道路関係四公団が管理する全ての料金所でETCが利用可能となるように可能となるよう、ICカード読み取り機(ICC所においてもETCカードを用いた料金支払いが

への移行を目指すことが必要とされた。
への移行を目指すことが必要とされた。
への移行を目指すことが必要とされた。
への移行を目指すことが必要とされた。
への移行を目指すことが必要とされた。
への移行を目指すことが必要とされた。
への移行を目指すことが必要とされた。

の保護にも努めているところである。

道路局長通達)を定め、ETCにおける個人情報護に関する指針」(平成一二年三月二四日建設省道路自動料金収受システムにおける個人情報の保行している。そして、平成一二年三月には「有料確保規格の提供や識別処理情報の付与の業務を遂

料金所でも実施された。

本書の大学のでは、日本のでは、日本ので、また同年一二月からは阪神高速道路の一部の五四ヵ所の料金所でを及び首都高速道路の一部の五四ヵ所の料金所でをの試行運用が開始され、同年六月には沖縄地の一方、ETC路側機の整備は着々と進み、平成一方、ETC路側機の整備は着々と進み、平成

た。 (千葉地区、沖縄地区、首都高速道路の一部料金この結果、平成一三年三月より全国六三料金所)

ETCのしくみ

ETCは、有料道路事業者がETCシステムを

する。 料道路事業者のETC調達仕様書(ETC車載器 開発し、 とETCカード発行契約 、の代行業務を行う。 クレジットカード会社は、 ETC料金所設備などのサービスを提供 ETCカードの発行と料金支払 ETC車載器製造者は、 (有料道路通行料金決済 有料道路事業者 有

して販売する 仕様書他)を参照してETC車載器を開発 (図 2)。

・製造

納すること)を行う。さらに、クレジットカード して車両に取付け・セットアップ 作動に必要な識別処理情報をETC車載器に格 ETCを利用する場合は、 ETC車載器を購入 (ETC車載器

> ル る

0)

カーディーラー、カー用品店 及び自動車整備工場等 購入 **40** in Ette 個車情報 セットアップ店 利用者 ETCカ ード ETC車載器 セットアップ 有料道路の 発行申請 支払 セットアップ 情報の発行 請求 クレジット 購入 **ETC** 鍵発行 ORSE 有料道路 ード会社 カード (財)道路システム 事業者 (有料道路事業者発行 製造者 高度化推進機構 ードの場合もある)

有料道路事業者

ETCカード発行契約

クレジットカード会社

E776

ETC調達仕様書の参照

ETC車載器製造者

ETCサービスの提供

ETC料金所

図 2

図 3 ETC利用手続きと料金支払いの仕組み

ETCサービスの提供概要

によるカードも発行されているが、これについ 目 会社からETCカードの発行を受け、 は後述する。 ETC料金所が通行可能となる。 カードというクレジットカード以外の決済方法 (図 3)。 クレジットカードの引落し口座から支払われ なお、 ETCカードには、 通行料金は、 有料道路 パーソナ 後

ドの読み書きを行う。 報が暗号化されて格納されており、 TC料金所との暗号無線通信により、 情報を暗号無線通信により送受信する。 してある路側機と車両情報、 ETC車載器には、 ETCを利用する車 利用料金所等の課金 料金所に設置 ETCカ また、 一両の情 Ε

付け、 がETC車載器にセットアップする。 はETCを利用するための必要な情報を生成して セットアップ情報として発行し、セットアップ店 トアップ店経由でORSEに申請する。 ップ情報をETC車載器に格納しなければならな ETCを利用するには、 利用者は、 利用する車両の情報をカー用品店等のセッ ETC車載器を購入して車両に取 個車情報等のセットア ORSE

例えば、 カー とも可能である。 あるいは一台の車両で複数のカードを利用するこ ETCは、 ・ドを組合わせて利用することが可能である 枚のカードで複数の車両を利用したり 複数のETC車載器と複数のETC

道行セ 2006.1

四 ETCの効果と利用 普及状況

果が期待され ETCを導入することにより、 現 3時点で大きな効果が現れてきて 以下のような効

1 る 利 苚 者 あ 利 便 恮 快 適性向

P σ 有料道路で使える統 牛 ス t 1 ッ シ ッ ブ 1 走行による料金所通 V ス 化 共 が通の 性 利用者の シ ンステ 過 A 時 が利便 13 蕳 による全 の 性 短 縮

玉

ETC

利用率(%)

50%

40%

30%

20%

10%

0%

4,500

■61.6% 60%

要時間の不確実性や身体的 適性等が 心理的 不快感

料 金所渋滞の解消

2

イ

Ė

b

解消する。

とが効果的であることから Ŕ うち、 流滞を ETC導入以 料 金所 約三割が料金所 解 消 す V Ż 前 1 ため は、 ン当たり 一部で発生するとされ 有 は 料 大規模 Ó 道路で発生 処理 な拡 スト 一台数を増 張 ッ する渋滞 Ϊ プで 事 Þ すこ j n 0 0

け

る渋滞量も

年

前に比

九割減少と大幅

大幅 に向 ま た、 渋滞 13 ょ る イ ラ 所

上する。 ることとした。 所 を

10 H18の通過交通量 4,000 9 H17の通過交通量 通過交 8 3,500 7 3.000 渋滞延長 6 2,500 通 ۵۰۰۵۰۰۵ 5 2,000 H17は渋滞なし 台 H16の渋滞 $\widehat{\mathsf{km}}$ 1,500 3 5 km 1,000 2 500 n Ω 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 0 時間帯 1日当たりの通過交通量(上り線) ETC利用率 H16.8.14(土):63,600台/日 (約23%) H17.8.14(日):64,600台/日 (約38%)

交通量がほぼ同じ日の渋滞比較(H16.8.14(土)とH17.8.14(日))

渋滞量

(km·h/日)

60

50

40

30

20

10

n

図 4

59.2

4.8%

H14.11

の推移

□渋滞量

29.5

14.59

H15.11

---ETC利用率

28.1%

3.2

H17.11

7.9

H16.11

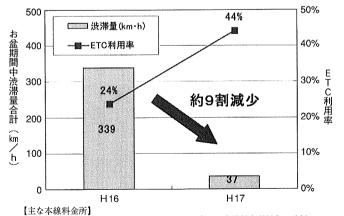
首都高速道路本線料金所の渋滞量とETC利用率

[東名高速東京本線料金所(上り線)を先頭とする渋滞]

(本線料金所のみ)

ここで渋滞とは、時速40km以下で走行する車列が1km以上かつ15分以上継続 した交通状況をいう。

東名高速道路東京本線料金所(上り線)における渋滞 図 5 緩和効果



- (上は今級付本の7) 前年のお盆期間中に5km以上の渋滞が発生した全ての本線料金所対象に分析 ・東名高速 東京本線料金所(上り線) ・関越道 新座本線料金所(上り線) ・東北道 浦和本線料金所(上り線) ・常磐道 三郷本線料金所(上り線) 東 東京本線料金所(上り線) 浦和本線料金所(上り線) 岸和田本線料金所(下り線) 阪和道
- **※** 1
- お盆期間 H17:8月10日 (水) ~8月18日 (木) (9日間) H16:8月10日 (火) ~8月18日 (水) (9日間) ETC利用率について、H16は8月平均値、H17はお盆期間中平均値である。 ₩3 交通集中による渋滞を対象とした (事故等による渋滞は含まず)。

図 6 主な本線料金所における渋滞緩和の効果

通過できるE T C の 導入により 渋滞 解 消 を

減少 ゼ 本線 所 Ŧ. 日 では、 五 平 口 ノして 成 0 Ö 九 % |週間| 金 H 七年 繁忙期 が ŀλ 所 る。 あり では 苸 (平成 均 ま 月現 あるお盆の た東名高速道路 年 に達して 高 七年 速 前と比較 国道 在 る ぉ Ε 月 時期 'n 主 Т て、 な本線料金 C 首都 六日 利 上 渋滞 お 苚 ŋ Và 高速 Ó Ϊ 率 が は ても渋滞 東京料 がに :約九割 道 全 月 路 国 図 お 金 0

道行セ 2006.1

		東・中・西日本高	惠道路株式会社	首都高速道路	阪神高速道路	本州四国高速道路	
		高速自動車国道	その他	株式会社	株式会社	株式会社	
頻	一般向け	マイレージ割引 (平成17年4月1日~)	マイレージ割引 (平成17年4月1日~)	多頻度割引 (平成17年10月1日~)	マイレージ割引 (平成17年10月1日~)	マイレージ割引 (平成17年6月1日~)	
度割引	業務向け	大口·多頻度割引 (平成17年4月1日~)	大口・多頻度割引 (京薬・アクア) (平成17年4月1日~)	多頻度割引 (平成17年10月1日~)	多頻度割引 (平成17年10月1日~)	大口·多頻度割引 (平成17年4月1日~)	
時間帯層引等		深夜割引 (平成16年11月1日~) ·午前0時~午前4時 :30%割引 早朝夜間割引 (平成17年1月11日~) ·午後10時~翌朝6時 :50%割引 通勤割引 (平成17年1月11日~) ·午前6時~午前9時 ·午後5時~午後8時 :50%割引		夜間割引 (平成17年10月1日~) ・午後10時~午前6時 :20%割引 平日オフピーク割引 (平成17年10月1日~) ・午前11時~午後3時 ・午後6時~午後10時 :10%割引 休日割引 (平成17年10月1日~) ・日曜・祝日 :全日20%割引	夜間割引 (平成17年10月1日~) ・午後7時~午前7時 :10%割引※ 平日オフピーク割引 (平成17年10月1日~) ・午前11時~午後4時 :10%割引 休日割引 (平成17年10月1日~) ・達・日曜・祝日 :全日20%割引※ ※阪神西線は半分の割 引率		
キャンペーン		○マイレージポイント2倍 キャンペーン(17年度中) ○マイレージポイント3倍 キャンペーン (平成17年12月全日) (平成17年1月~3月の 土曜・日曜・祝日) ○新規申し込み600ポイン トプレゼントキャンペーン	○マイレージポイント2倍 キャンペーン(17年度中) ○マイレージポイント3倍 キャンペーン (平成17年12月全日) (平成17年1月~3月の 土理・日曜・祝日) ○新規申し込み600ポイン トプレゼントキャンペーン	平日オンピーク時間帯 3%割引キャンペーン(17 年度中)	平日オンピーク時間帯 3%割引キャンペーン(17 年度中)		

多様で弾力的な料金施策の実施

つながる。

速道路の新たな料金制度について」(道路行政セ 平成一七年八月号)や「首都高速道路及び阪神高 様で弾力的な料金について」(道路行政セミナー 能となる。詳細は、「道路関係四公団における多 例えば、高速国道における時間帯割引 (深夜割引、 ミナー平成一七年一〇月号)を参照されたいが、 高速道路における曜日別時間帯別割引等の実施も 通勤割引、早朝夜間割引)や首都高速道路、 ETCを活用した多様な料金割引等の実施が可 阪神 当行み 2006 1

解消している (図4~6)。

料金所周辺の環境改善

均速度の向上により、走行車両から排出される二 料金所の渋滞解消やノンストップ走行に伴う平

可能なスマートインターチェンジ(ETC専用イ 管理費削減が可能となる。また、低コストで整備 酸化炭素(C)等が軽減され、地球温暖化の防止 ンターチェンジ)の整備により建設費の削減にも に寄与する。 ETC利用率の向上に伴い、料金収受経費等の 管理費・建設費の削減

表 2 ETCサービス料金所の状況

/単位・倍配)

		H17年3月	末時点	116-14
	-	ETC整備料金所数	備考	
јн	(東/中/西日本)	931	978	
	5 と 京本団体	(95. 2%)		
	うち高速国道	765 (99. 4%)	770	高速道路ネットワークと接続していない路線の料金所、地方道路公社と一体的に料金像収をしているため協議が必要な料金所等を除いて概成
	うち一般有料	166	208	な料金所等を除いて概成
		(79.8%)		
	首都高速	164	164	
	建	(100.0%)		完備
	阪神高速	131	133	Inc. IX
	灰作同 歷	(98.5%)		概成
	本四高速	35	35	
本四 同速		(100.0%)		完備
	計	1, 261	1, 310	
	B1	(96.3%)		

⁽注) 出口ETC (都市高速) は除く

表 3 ETCレーン整備状況

(双性19年1日七世上)

-ン '①)	終日専用運用 化率(③/②)
36%	86%
78%	41%
51%	64%
38%	87%
39%	79%
-	51% 38%

る専用運用レーンの複数化を図っていく予定であ

専用運用化も進めており、

今後は、

料金所におけ

設に取組んでいる。さらに、ETCレーンの終日

ETC整備料金所やETCレーンの増

る (表2・3)。

用率の増加に伴い、利用者のサービス向上のため、

約四○%となっている。各道路会社ではETC利

ーンとなっており、全レーン数に対する整備率は ついては、平成一七年四月末時点で二、六〇四 可能となった。また、ETCレーンの整備状況に

○ヵ所のうち、

一、二一七ヵ所の料金所で利用 (当時)の全料金所約一、

=0

は道路関係四公団

引き続き、

係予算概算要求概要」(平成一五年八月)には平 程度まで引き上げることにより料金所渋滞を概ね 成一九年度までにETC利用率を全利用者の半数 道路関係予算概要」 利用車の割合を示すものであり、「平成一五年度 利用率は、ETC導入済み料金所におけるETC ムページにて公表しているところである。 ては、ETC利用率を設定し、 ETCの普及促進に関するアウトカム指標とし するとしていたが、「平成一六年度道路関 (平成一五年一月) 毎週、 道路局ホ では ΕTC 平平

ETCの利用が前提となっている (表1)。 これらの効果を早期に発現させるため、 平成

a

料金所を急ピッチで増加させ、平成一六年三月に

三年三月の一般運用開始後、ETCが利用可能

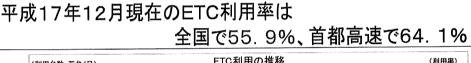
⁽注) 出口ETC (都市高速) は除く

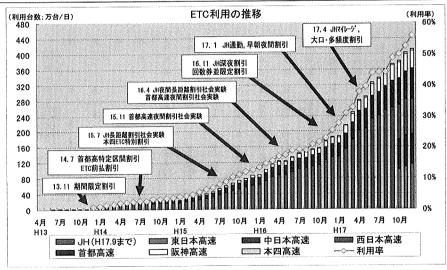
平成 都 成 取り組んでいきたい だ届いておらず、 ETC普及促進の加速化を図ってい \bigcirc を 成一八年春の全国約七〇%という目標達成には 全国で五五 % 実施する際に、 先ほども述べたとおり、 阪神高速八五%) と上方修正して 九 阪 一六年八月に平成一六年度ETC普及促進策 平成一八年春までに全国約七〇% 神高速八五%)」 年度末の目標値を全国で七〇% 九% 平成一 さらなるETCの普及促進策に (平成一 (図 7)。 と目標を二年前倒 に達しているも 七年春までに全国約五 七年一二月一 現在のETC利用率 る。 いる。 六日 0 (うち首 (うち首 0 また、 平

ETCの普及促進策

五

も約三万円もしていたが、 た場合、 車載器購入支援とは新規にETC車載器を購入し 載器購入支援や料金還 台を対象としたETC車載器購入費用軽減策 割引に代表される多様で弾力的な料金施策ととも ETCが急速に普及する転機となったの 六年秋から実施された高速国道における深夜 ックするというものである。ETC車載器は、 道路関係四公団 初 の平成 律 五 三年当時では最も安価なもので 五 (当時) 一〇円 蒄 車載器メーカー 0) (税込み) が実施した三三〇 実施が挙げられる。 をキャッシ -の技術 は 車 平





ETC利用率(平成17年12月16日-12月22日平均)

	東日本高速	中日本高速	西日本高速	首都高速	阪神高速	本四高速	全 国
ETC利用台数	約 1,147,200 台/日	約 769,400 台/日	約 909,400 台/日	約 788,000 台/日	約 455,600 台/日		
(通行総台数)	約 2,158,100 台/日	約 1,315,600 台/日	約 1,744,900 台/日	約 1,229,500 台/日	約 841,600 台/日	約 80,300 台/日	約 7,370,000 台/日
ETC利用率(%)	53.2%	58.5%	52.1%	64.1%	54.1%	58.4%	55.9%

図7 利用率の状況

平成17年12月のETC車載器のセットアップ台数は約1,000万台

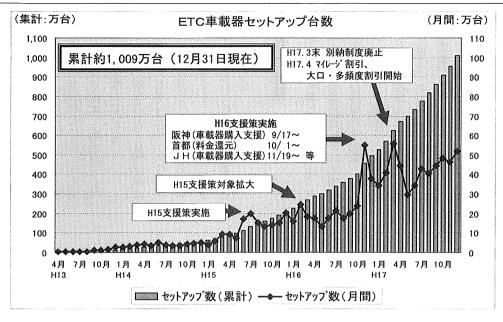
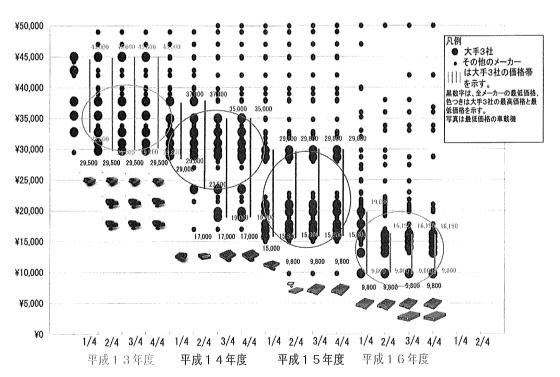


図8 ETC車載器の普及



(データはORSE調べによるものであり、全てを網羅するものではない。価格は税抜き価格。)

図9 ETC車載器価格帯の推移

(図8・9)。 (図8・9)。

平成一七年度においても、さまざまな普及促進七年五月には三九・五%と急上昇した。成一六年一一月の二三・○%から半年後の平成一これらの普及促進策により、ETC利用率も平

策に取り組んでいる。主な施策について説明する。平成一七年度においても、さまざまな普及促進

ETC車載器リース制度

1

ETCは高速道路の多頻度利用者である大型ト

の高さがネックとなり、なかなか普及が進まない取付、セットアップ費を含め二~三万円前後必要とのために必要なETC車載器の購入・取付にかかのために必要なETC車載器の購入・取付にかかのために必要なETC車載器の購入・取付にかかの高さがネックとなり、なかなか普及が進んでいるラック等の業務用車両を中心に普及が進んでいる

状況にある。

年一月末まで実施している(図10)。 載器リース制度」を平成一七年四月より平成一八賦販売等による経費の一部を助成する「ETC車賦販売等による経費の一部を助成する「ETC車」をこで、初期費用の低減を図るため、月々わず



図10 ETC車載器リース制度

二年あるいは三年といったリース期間で均等分割 二五〇円(税込み)を差し引いた残りの金額を、 取扱店では初期費用の合計金額から助成分の五、 制度取扱店 に行き、その場で申込手続きを行うことになる。 利用者は、 毎月のリース料として利用者が負担する。 (カー用品店や自動車ディーラー等) 全国に四、 〇〇〇店余りあるリース

より、 М, С るなど、順調にリース制度利用者が増加している。 助成件数が伸び悩んでいたが、新聞広告やラジオ 開始当初は制度の詳しい説明不足の感もあり、 現在では一日に約三、〇〇〇件の申込があ リビング紙の配布等の広報を進めたことに

二輪車ETCへの対応

2

でのサービスタイムの長さから後続車両に渋滞が 取り出して料金を支払わなければならず、 小銭あるいはハイウェイカード等をポケットから となっているが、二輪車ユーザーは通行料金支払 い時に、 株式会社では約〇・五%(約五、 用台数に占める自動二輪車の割合が三社合計で約 ば東/中/西日本高速道路株式会社では日平均利 これまで四輪車のみが対象となっている。一方、 〇・二%(約七、 有料道路を利用する二輪車に目を向けると、 平成一三年三月の一般運用開始以降、 料金所で一旦停止の後、手袋をはずし、 五〇〇台/日)、首都高速道路 七〇〇台/日 ETCは 料金所 例え

> ている。 するなど、本格運用に向けての動きが活発になっ る。 ることから、検討に時間を要してきたところであ 器の通信の確実性を確保する上で多くの課題があ Cの導入にあたってはETCレーンにおける走行 られない状況にあることから、 の安全性及び二輪車特有の利用環境における車載 けるETC導入に対する要望が強い。二輪車ET TCを利用できない二輪車は実質的な割引を受け ている状況である。こうした料金支払い時の煩わ 発生することもあるなど、非常に不便な思いをし ハイウェイカードや回数券が廃止されたため、 しさに加えて、度重なる偽造等の影響により高額 しかし、平成一七年度に入り試行運用を開始 早期に二輪車にお

じている。 等の運用ルールの周知) 事故の防止)、③利用方法の周知 れら課題に対しては以下に示すような対応策を講 わゆる開閉バー)と安全対策(発信制御棒による 常に動作する車載器の開発)、②発信制御棒 C車載器の開発(二輪車の振動や屋外環境でも正 自動二輪車ETCの実現には、 という課題があった。 1 (追越し、並走 一輪車用ET ح

(1) 自動二輪車用ETC車載器

様書

とともに既存のETC車載器の仕様に加え、防

水・防振について条件を付した「ETC車載器仕

必要であった。そのため、道路関係四公団

(当時)

兀 対策を施した自動二輪車用ETC車載器の開発が [輪用ETC車載器を基本として防振対策や耐候 自動二輪車ETCを実現するためには、 現行の

に至った (**写真6**)。

募があり、

自動

一輪車用ETC車載器を調達する

の調達に係る公募を行った。その結果、

一社の応

月に官報公告により自動二輪車用ETC車載器 (案) 二輪車試行用」を策定し、平成一七年



写真6 :輪車用ETC車載器

試行運用対象料金所における路面標示例 図11

び

かけることで、利用方法の周知を図った。 こうして、平成一七年四月より首都圏の一

験を行うこととした。また、

内の走行速度を二〇㎞

/h以下とすることを呼 ポスター等でもレー 抑制するため、試行運用参加者全員に対して利用

追越しや追い抜き、

速度超過などの危険行為を

b

利用方法の周知

方法説明会もしくは利用マニュアル理解度確認試

且つ円滑に自動二輪車ETC指定レーンに誘導す

た。

当初は白バイやバイク便といった特定モニタ

1

による試行運用であったが、

同年一

一月より

ることとした

(図 11 °

両開き

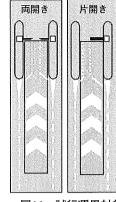
(2)

発信制御棒と安全対策

動

一輪車がETCを利用する際、

通信等の不



金所において二輪車ETCの試行運用が開始され

アンテナ及びインジゲータ 車載器本体部

二輪車用ETC車載器搭載状況 写真7 (ネイキッドタイプ)

た。

さらに、

東

/ 中日本道路株式会社区間では自動

|輪車の誘導を促す路面表示を施すことで、安全

発信制御棒の長さを短くして一・五m程度の隙間

発信制御棒が開かなかった場合でも、

一輪車が安全にレーンから退避できるようにし

な事故の原因となる可能性があった。そのため、 具合により発信制御棒が開かなかった場合、大き

を設け、

圏 始を目指している(写真7・8)。 運用を実施する予定であり、 般モニターの募集を開始し、 加わった試行運用を実施中である。 中 -部圏においても平成 現在、 今年中の一般運用開 八年一月末より試行 また、 般モニター 阪神

クレジットカード以外の決済方法の導入

3

るETCカードを取得する必要があり、 従来、 ETCはクレジットカード会社が発行す

部料



二輪車用ETC車載器搭載状況 写真8 (スクータータイプ)

14

平成一七年一一月より受付開始した。 TCが使えるよう「ETCパーソナルカード」を ジットカード契約をしない高速道路利用者でもE なかった。そこで、六つの高速道路会社は、クレ ない人については、 を持てない人やクレジットカード自体を持ちたく トカード会社の審査等の理由によりETCカード ETCを利用することができ

パー 受けることが可能である するETCカードで利用した場合と同様の割引を 早朝夜間割引など、クレジットカード会社が発行 郵便貯金口座から毎月引落すというものである。 け、このカードで利用した通行料金は、利用者の これは、あらかじめ一定額の保証金 を預託した上でパーソナルカードの発行を受 マイレージサービスや深夜割引、 ソナルカードでETCを利用することによ 通勤割引、 (デポジッ

ワンストップサービスの継続実施

を一ヵ所で実施できる一ワンストップサービス」 ドの取得からETC車載器の取付・セットアップ いた。そこで、SA・PA等においてETCカー トアップを行う必要があるため、手間がかかって ットアップ取扱店に車を持ち込んで、取付、セッ を取付けるためにカー用品店等のETC車載器セ 会社等が発行するETCカードを取得し、 ETCを利用するためには、クレジットカード 、車載器

> る。 店の店頭においても同様のサービスを実施してい というキャンペーンを平成一六年一一月より実施 している。また、平成一七年四月からはカー用品

5 ETC専用レーンの増設

もあり、 ンを東/中 約からETCレーン手前でETC車と非ETC車 ン追加整備するなど、ETC利用率の増加に対応 の交通錯綜も懸念される。よってETC専用レー 成時にはETC車の容量オーバーや、 金所に一つしかETCレーンがないという料金所 速道路の料金所で利用可能となったが、 している。 平成一六年三月にはETCが基本的に全ての高 今春の目標であるETC利用率七○%達 /西日本高速で今年度に約一 構造上の制 四〇レー 一つの料

6 ETCレーンの安全対策

貼り紙による告知等を実施している。

あわせてSA・PA内の掲示板、

トイレ等に

誤進入に対しては、ETCレーン看板の設置

また、都市部のICを中心にETCカードの未挿

入等を警告するお知らせアンテナを設置してい

予告アンテナの設置が進められている

(写真9)。

限切れ等を料金所手前で車載器を介して警告する

過 C車のETC専用レーンへの誤進入、 挿入やETCカードの有効期限切れ、 ラブルの主な原因はETCカードの車載器への未 るトラブルや事故の発生件数が増加している。 ETCの利用増加に伴い、ETCゲートにおけ 通信不良等が考えられる。 進入速度超 また非ET

おいては、ETCカードの未挿入やカード有効期 これに対し、まず、 大都市圏の本線料金所等に

いる。

通信不良についても、

車載器と路側機の通信履

高速では

「徐行」表示の実施などの対策を進めて

速度超過については、 ETCレーンの路面舗装

速度警告看板の設置や首都

(水色舗装)

を実施し、

歴の解析を通じた誤作動の減少対策を実施するな

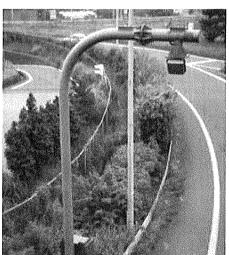


写真9 予告アンテナ

また、料金収受員がETCレーンのトラブル対応のためブースから外に出たところに、ETC車がノンストップで進入し事故に巻き込まれるというケースが増えていることから、厚生労働省からの指導も踏まえながら、料金収受業務を安全に遂行できるような対策も検討しているところである。ど、安全で快適な走行に努めているところである。

セットアップ情報料の還元キャンペーン継続

7

法 受付し、 で五二五円(税込) 費用として、 の発行に必要なシステム等の整備・維持管理等の 付与するもので、ORSEは、この識別処理情報 及び路側機との間で交信される情報を保護するた 等で暗号化されたもの、 ①ETC利用する車両を特定するための車両情報 アップとは個々の車載器に固有の情報 TC車載器のセットアップが必要である。セット めの暗号化情報であり、ORSEが車載器ごとに 情報)を格納することである。識別処理情報とは、 前述したとおり、ETCを利用するためにはE で一、〇五〇円 専用回線を介して当該情報を発行する方法) 郵送でセットアップカードを送付する方 オンライン(専用の端末装置等によ (税込) **/件、オフライン(FAXで** ②車載器とETCカード /件を請求していた。 (識別処理

8 戦略的な広報の実施

り組んでいくこととした。 事業者といった民間サイドと協力しながら普及促 ず、車載器メーカー、カード会社、 ことのメリットを正しくわかりやすく伝える必要 みを打ち出すとともに、 置し、地域としての普及促進に向けた独自の取組 ロックに分け、各ブロックで 推進協議会」を設立することとなった。あわせて 及戦略を策定するための組織として「ETC普及 設定するとともに、各主体の施策を総合化した普 てETCの普及促進に取り組むため、普及目標を 進を図る必要がある。そのため、官民一体となっ がある。また、ETCは国、道路事業者のみなら れからのETC利用者に対し、ETCを導入する 本協議会のもとに整備局レベルに全国を一〇のブ 今後、ETCの普及促進を進めるためには、こ 地域に密着した広報に取 「地域協議会」 セットアップ

普及推進協議会では、平成一七年一二月二五に

)かし、ORSEは平成一六年一一月一日から

び打ち出されていくものと思われる。○万台突破したことを受け、平成一八年一月から三月まで「一、○○○万台達成記念キャンペーン」を実施していくこととした(図12)。また地域協を実施していくこととした(図12)。また地域協を実施していくこととした(図12)。また地域協を実施していくことを受け、平成一八年一月から三月まで「一、○○万台突破したことを受け、平成一八年一月から正行と対象の表計が一、○○

折込配布等を行った からも理解しやすい内容とし、 ETCの利便性や初歩的なQ&Aなど、女性の目 体裁で「なるほどETC PRESS」を作成し、 TCのメリットやお得感、 を発行し、主要SA・PAにて配布している。こ 内容となっている の小冊子は女性の様々な生活スタイルを示し、 女性向けオリジナル冊子「ETC Style_ 対象とした広報活動を実施することとした。まず、 ETC利用者のターゲットとして三〇代の女性を また、アンケート調査結果等から、これからの (図13)。また、リビング誌の 図 14 。 Q&Aなどをまとめた 街頭配布や新聞 Ε



図12 1,000万台達成記念 キャンペーン

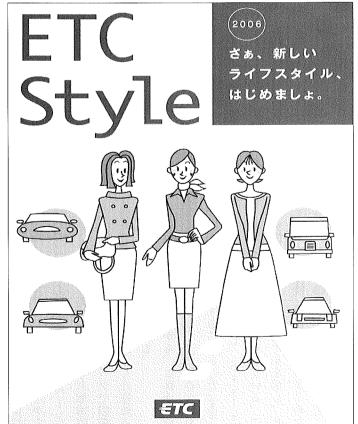


図13 ETC Style



図14 なるほどETC PRESS

きな課題となって

ķλ

現金支払者に対するETC

 \sim

0)

利用転換が

大 あ あ

現金を支払い手段とし

て

いる利用

方、

利用

率が過半数を超えた状況では

全体 るも

0 0)

約三 の、 Е TC

5

四割存在して

いることも事実で

積 極的に進めて 引き続き、 一交省としても道路事業者等と連 ETCの いく所存である。 普及促進に 携を 向 H た取 図 ŋ な 組 が

専用 考えられる。 多様なサー お 通行料金支払 用 状況を中心 及に伴って、 it ンスタンドでの決済等) 本稿では、 る展開も進んでおり、 普及状況をまとめたも 0 イン ビスも今後、 タ ス Ε 1 13 \bar{T}_{C} 以 マ チ ETCO 外 工 1 Ó ン の普及促進に トイン 多目 ジ さらに増えていくも 開発経緯 ع ター 的 Ď ETCを活用した多 0) 整備 Ŋ 利 である。 ・チェ 0 用 た新たな分野に 4 0 ンジ か (駐車 ١Ų 5 7 有料道路 E T C 現 場 0 (ETC やガ 在 取 0 0) 0 組 利 0 A

立体交差事業をはじめとした

各種踏切対策の取組み

都市・地域整備局街路課特定都市交通施設整備室

はじめに

ころです。 「開かずの踏切」をはじめとした踏切問題が社 を問題化している中、国土交通省としては連続立 会問題化している中、国土交通省としては連続立 会問の設置などによる速効対策を進めていると

てご紹介します。 検討状況など、踏切対策に係る取組み状況についもに、本年度より取り組んでいる「賢い踏切」の体交差事業についての取組み状況を紹介するとと体交差事業についての取組み状況を紹介するとと

一 連続立体交差事業

道路と鉄道は都市を支える交通基盤としてとも

事故発生の大きな原因となっています。 世加してきています。このため、平面踏切におい増加してきています。このため、平面踏切におい増加してきています。このため、平面踏切においたは、深刻な交通渋滞を引き起こしているほか、都市の発展やモータリゼーションの進展により自動車交通展やモータリゼーションの進展により自動車交通

これにより、 連続立体交差事業は、市街地において連続して 連続立体交差事業は、市街地において連続して

ため、周辺住民等の利便性が飛躍的に向上す・鉄道により分断されていた地域が一体化する遮断による交通渋滞、踏切事故が解消される。

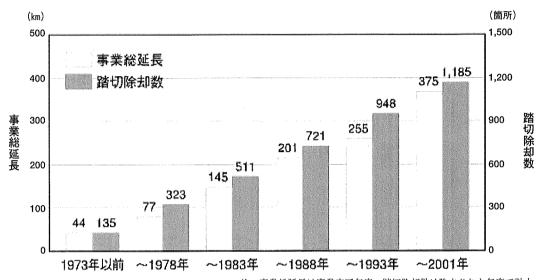
施しております。

- 能性が増大する。 ると共に、周辺市街地における土地利用の可
- る。れることによりまちづくりのインパクトとなれることによりまちづくりのインパクトとな
- きく向上する。の改良が図られ、結節点の機能や利便性が大の改良が図られ、結節点の機能や利便性が大・駅部の高架化と同時に、駅前広場、駅施設等

中央線(東京都)など六二ヵ所において事業を実が期待できる事業であり、平成一七年度は、JRの発展といった面においても、極めて大きな効果の発展といった面においても、極めて大きな効果を追の円滑化のみならず、まちづくり、都市都で通の円滑化のみならず、まちづくり、都市を設定を実現することができます。

表 1 連続立体交差事業の事業実施・完了状況

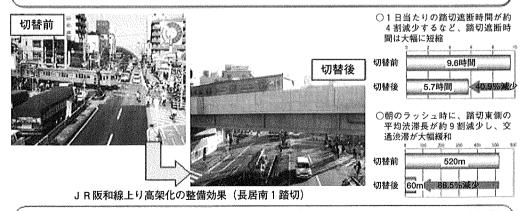
	事業箇所	延長(km)	除却踏切数			
完了	116	約400	約1,200			
実施中	62	約220	約650			



注:事業総延長は事業完了年度、踏切除却数は除去された年度で計上。

図1 全国の連続立体交差事業の実績(累計)

- ・踏切部における交诵渋滞や踏切事故の危険性を一気に解消。
- ・踏切遮断によるCO2排出量の削減など環境面の効果も大きい。



| 連続立体交差化により複数の踏切を一挙に除去することで、踏切渋滞、 |事故を解消するなど道路交通を円滑化するとともに、分断されていた市 |街地の一体化を推進。

図 2 連続立体交差事業による道路交通円滑化

約 匹 れまでに、 $\overline{\circ}$ 0 畑を連続立体交差化することにより、 全国 六カ 所 で事業を完了、 衰 鉄

テムづくりを支援することとし

路交通円滑化に資する情報シス

ております。

ï

_00 カ 所 0) 踏切を除却しております

図 1 2

これまでに表2の 充を実施してお また国土交通省では、 ŋ 通 ŋ 業推進の取組みを進めて参 連 !続立体交差事業の制度拡 踏 切 対 策の 推進 の ため、

充を検討しております。 また平成 八年度予算に お ĺ٦ ては、 以 下 Ò 制 りました。

立替施行制 の踏切を追 連立事業の対象に歩行者交通の多 度の 加 が拡充 (採択基準 (立替施行者の トの拡充) (V) 対象 生 活道 Ó

大

無利子融資制 度 0 創設

賢い踏切

す。 短期間で速効的な効果が得られる「速効対策」 対策」には多額の事業費と事業期間を要するため、 体交差事業などの抜本対策が必要ですが ゎ せて実施する必要があると認識しておりま 切問題を抜本的に解決するためには、 般、 速効対策の一 つとして、 踏切遮断時間 連続立 「抜本 を

ムをさらに高度化するための技術開発により、

ŋ

賢

14

0)

導入及び

切 0

制

御

シス

なる技術開発を進めていきます

道 テ

(図 3)。

短

流縮する

賢い 踏切」

踏切」

<u>*</u>

に着目 踏

本年度

効

9果の検証を行うとともに、

耳

た。

今後これらの

路切に

0

V

7

実際に試験導入を実施し、

そ

拡 路 度 実験 踏切 困り 効果的で速効性のある踏 談会」におけるご意見を踏まえ、 七年一〇月開催 効果等を勘案し、 市 ジにて市民アンケー 年七月に国土交通省ホ を推進していくため、 意見を踏切対策に反映 しております。 五カカ)踏切_ 調査で回答のあった「お困 町 これに関 ñ 村意向調査で回答のあ Ó 0 所 中 踏切箇 H 実施箇所を選定 から、 及び同時期に実施 頃より市民の皆様が 0 賢 所につい 市民 本市民アンケ 想定される設置 14 0 また、 踏 切 踏切改善懇 ト調査を実 の皆様 平成 てお聞き 1 平 L ムペ 0 切 より 成 ま 実証 った した 対策 方の

表 2 連続立体交差事業における制度拡充の経緯

平成12年度 踏切道総合対策事業の創設

連続立体交差事業等によるボトルネック踏切の除却や踏切除却による地域作りと併せて鉄道の高 速化を支援するため、重点対象地区を選定し、対策目標を明らかにした踏切道等総合対策プログラ ムに基づき実施する「踏切道等総合対策事業」を創設する。その際、同プログラムに位置付けられ た踏切道改良事業について、採択基準を緩和する。

平成13年度 道路と鉄道が連携した連続立体交差事業の推進

地方公共団体の負担の平準化を図りつつ、事業に対する集中投資を可能とする鉄道事業者による 立替施行及び立替等に対する道路開発資金の低利融資制度を創設する。

平成14年度 連続立体交差事業における鉄道事業者の立替制度及び貸付制度の拡充

立替制度及び道路開発資金において、下記について拡充する。

- 立替制度の充実
- 鉄道事業者による立替分に対する道路開発資金の貸付制度の拡充
- 鉄道事業者負担分に対する道路開発資金の貸付制度の拡充

平成14年度 連続立体交差関連公共施設整備事業の創設

連続立体交差事業の実施に関連して必要となる周辺市街地での街路事業、土地区画整理事業及び 市街地再開発事業について、一定の事業計画に基づき、総合的に実施する「連続立体交差関連公共 施設整備事業 | を統合補助金として創設する。

平成17年度 連続立体交差事業の施行者拡大

都道府県、政令指定都市に限定されていた連続立体交差事業の施行者に、県庁所在都市及びそれ に準ずる都市(人口20万人以上の都市及び特別区)を追加する。

度の異なる列車

(例えば特急と普通)

が通る

る

*

急行・各停など列車の速度を判断して、警報開始時間を最適 化する「賢い踏切」を導入

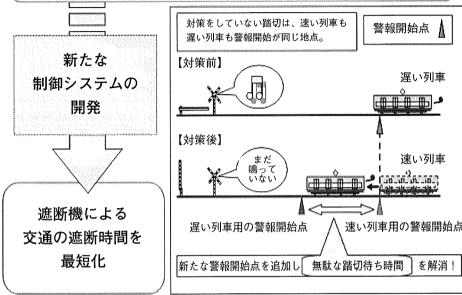


図 3 踏切システムの高度化

到達するまでの時間に列車毎の差異が生じ 警報開始点を通過してから踏切に

・このため、

その他

遮断時間の適正化を図る。

報開始点を新たに追加することにより、

これを解消するため、

列車の速度に応じた警

分な時間がかかることとなる。

警報が鳴り始めてから踏切到達までに余

遅い列車の場合は速い列車と比較

兀

を発足致しました。 者やまちづくりなど多様な視点に立って、 ております。 を踏まえながら、緊急対策踏切に対する取組みを 団体メンバー等を委員として この観点から、学識経験者、 改善を実感できる取組みが必要と認識しており、 踏切対策のスピードアップを図っていくこととし 強化していきます。 開かずの踏切」 国土交通省では、 などの踏切問題に対 今後この懇談会における議 利用者、まちづくり 「踏切改善懇談会」 この際、 踏切利用 踏切の

おわりに

五

ます。 にかかる皆様方のご理解とご協力をお願い るこれらの取組みにより、 プして全力で取り組んでいきます。 国土交通省は、 連続立体交差事業をはじめとす 踏切対策をスピー 事業の実施 ŀλ たし

22

●踏切問題市民アンケート結果の概要

踏切対策にかかる重要性や、立体交差化により踏切が実際に除却されるまで一定の時間を要するこ とを踏まえた速効的な対策の必要性について市民の皆様の意識を把握することを目的として、平成17 年7月に国土交通省のホームページで「踏切問題市民アンケート」を実施し、755通の回答をいただ きました。

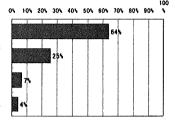
① 踏切対策全般について

- ・全体の約9割の回答者が、踏 切対策は重要と回答。
- また、そのうちの約7割が踏 切対策は非常に重要で、その スピードアップが必要と回答。

踏切対策は非常に重要な課題であり、 スピードアップして取り組むべき 踏切対策は非常に重要な課題だが、他の重要施策 もあり、スピードアップまでする必要はない。

特に踏切対策が重要とは感じていない。

その他



05 105 205 305 405 505 605 705 805 905

181

② 速効対策の実施について

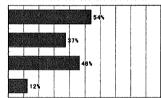
・全体の約8割の回答者が立体交 差化による抜本対策を実施する までの間、速効的な対策が必要 と回答。

抜本対策をいずれやるのであれば、 速効的な対策はする必要はない。

抜本対策による踏切除却には時間がかかるので、 速効的な対策も実施すべき。

その他

04 104 204 304 404 504 604 704 804 904



③ 効果的な速効対策について

- 有効と考えられる速効対策につ いては回答が分かれ、狭い歩道 の拡幅が最多数であった。
- その他の回答としては、
 - -車道の拡幅
- 踏切と交通信号の連動システ
- 踏切道の凹凸解消 など

踏切の歩道を拡幅し、歩行者、自転車が 踏切を渡りやすくする。 歩行者が横断できる横断歩道橋や 地下道を設置する。

「賢い踏切」を設置し、踏切の遮断時間を 短縮する。

その他

また、本アンケート調査では、併せて日頃より困っている踏切がある場合、その踏切の実態や望ま しい対策についてもご回答をいただいき、計351通の回答を頂きました。

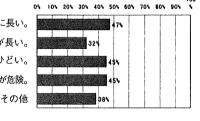
④ 問題踏切の実態

- 断時間の長さ、渋滞のひどさ、 交通の安全性など回答が多岐に わたっています。
- その他の回答としては、
 - 駅停止時の踏切遮断
 - 一交差点との隣接による渋滞
 - 通学路内踏切の危険性

など

・問題踏切の実態については、遮列車がなかなか来ないのに、遮断時間が非常に長い。 列車の運行頻度が高いため、遮断時間が長い。 踏切渋滞がひどい。

踏切部のみ歩道がなく(狭く)、歩行者の通行が危険。



⑤ 上記④に対する必要な対策

- ・(3)と同様、同答は歩道の拡幅が 最多数ですが、多岐にわたって います。
- ・その他の回答としては、
 - -鉄道等の立体化
 - -駅停車時の踏切開放

踏切の歩道を拡幅することにより、 歩行者、自転車が踏切を渡りやすくなる。 歩行者が横断できる横断歩道橋や地下歩道を設置。 「賢い踏切」を設置し、踏切の遮断時間を

短縮する。 その他

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90%

など

信頼される会社」

地域の発展に貢献する会社」に向かって

東日本高速道路株式会社

はじめに

東日本高速道路株式会社は、日本道路公団の分割・民営化により、平成一七年一〇月一日に設立、スタートいたしました。私たちは、東日本地域の高速道路の管理・建設事業及びサービスエリア・お客様に信頼され、地域の発展に尽くす会社になお客様に信頼され、地域の発展に尽くす会社になることを目指します。

今後の経営のあり方について

尽くす会社としての経営理念や経営ビジョンを定これは、真にお客様に信頼され、地域の発展に策定し、昨年一○月五日に発表しました。当社では、「今後の経営のあり方について」を

を定めたものです。ここでは、その一部をご紹介め、また、これらを実現するための経営方針など

経営理念

いたします。

らに広く日本経済全体の活性化に貢献します。で以上に有効に活用し、その効果を最大限発揮さで以上に有効に活用し、その効果を最大限発揮さ東日本高速道路株式会社は、高速道路をこれま

2 経営ビジョン

《お客様》

だけるよう務めます。お客様とのふれあいを大切にし、ご満足いた

つねにお客様の目線で、ご利用いただくお客

造します。 様のニーズをとことん考え抜いた道路空間を創

《社会》

され、愛される存在を目指します。公正で透明な企業活動を行うとともに、信頼

環境との共生を図ります。に、技術とノウハウを活かし、地域社会や地球に、技術とノウハウを活かし、地域社会や地球健全な経営のもと社会的責任を果たすととも

《投資家》

特にお応えします。明確な経営責任のもと、投資家の皆様のご期

報の発信を行います。 企業価値の向上を図るとともに、的確な企業情効率性の追求・経営資源の最適活用により、

《社 員》

る企業風土をはぐくみます。 社員ひとりひとりが 「やりが を実感でき

ヤ レンジ精神を発揮できる会社をつくります。 各自の努力とその成果が公平に認めら ń チ

> # 路

ピ

スエ

リア

パーキングエリアに

お

V

Ļ

東

Ħ

本地域における信頼性の高い

ネット

ウー

クの構築に貢献します。

経営方針

○談合等の不正防止やファミリー ○徹底したコスト削減のもと、 ○高速道路をご利用されるお客様とのふ 努め、 第一に、 公正・透明な経営を通じ、 高速道路の貸付料を着実に支払います。 企業の社会的責任(CSR)を果たしま お客様の満足の向上に努めます 効率的な経営を行 ・企業の見直しな 信頼性の向上に れあ を

[事業日標

安全で円滑な道路交通を確保しつつ、

引き続

削減(平成

四年度比三割減

を図るともに、 き管理コストの

ETCを活用した弾力的な料

使い

B

技術とノウハウを活かし国の事業推進に協力

推進します。

また、

新直轄区間につい

ては

路の新設事業と約一〇〇㎞の四車線化事業を

したコスト削減を行いつつ、

約五〇〇

km

の道 底

道路構造の見直しや技術開発などによる徹

すく安心な高速道路を追求します。 金設定や多様なサービスをご提供し、

> は、 ビジネスへの進出を図ります。 る商品・サービスを提供します。 をご利用になるお客様の多様なニーズに応え 地域色豊かな商品・飲食店の拡充、 |路を始めとする経営資源を活用した新たな コンビニエンスストアの積極的な導入、 また、 高速道路 高速

組織図 (平成一七年一〇月一日現在

高速道 7 株主総会 監査役会 取締役会 監査役 コンプライアンス委員会 会畏(CEO) 監査役案 経営会議 社長(COO) 維持管理業務 執行検討委員会 業務 検査室 経営 企画部 事業開発部 建設事業部 管理事業部 広報室 人事部 総務部 経理部 新潟管理局 関東支社 東北支社 北海道支社 管理事務所(4箇所) 管理事務所(14箇所) 管理事務所(14箇所) 一 管理事務所(5箇所) 工事事務所(2箇所) 工事事務所(8箇所) 工事事務所(8箇所) 工事事務所(5箇所) 技術事務所(1箇所) 技術事務所(1箇所) 技術事務所(1箇所)

五 事業内容

道路管理事業

期待に応えるため、安全で円滑な交通を確保する とともに、ニーズを踏まえた料金施策の導入とス ムーズな料金所サービスを提供します。 一四時間三六五日、 一日二三〇万台のお客様の

○安全・快適な走行環境を確保するため、良好で

適切な管理を実施します。

-例えば、ここ五年間程度において

雨の日にも水しぶきがとばない、すべりにく 割から約六割に伸ばしていきます。 い道路とするため、高機能舗装の比率を約五

ため、 阪神・淡路大震災クラスの大地震にも耐える 対策が必要な橋梁の補強を概ね完了し

○より多くのお客様に利用していただけるようさ らなる取組みを実施します。

接客マナーを向上させるとともに、 携した新たな交通需要の創出やETCを活用 サービスを展開していきます。 してお客様に満足していただけるような料金 地域と連

2 道路建設事業

トワークを構築します。 高速道路の新設や改築により信頼性の高いネッ

○着実な高速道路ネットワークの構築とネットワ

東道、常磐道、日本海東北道、東関東道等を・地域の発展とくらしの利便性向上のため、道

整備します。

東道を整備します。空間を確保するため、外環道、圏央道、北関空間を確保するため、外環道、圏央道、北関

す。 越道等の上下二車線区間を四車線に拡幅しま安全性や快適性の向上のため、磐越道や上信

す。ターチェンジやジャンクションを新設しまターチェンジやジャンクションを新設しま

○地球環境に配慮した道路づくりを目指します。

○東京外環自動車道三郷ジャンクション~三郷南

環自動車道は総延長八五㎞のうち、四〇%に、民営化会社の開通としては初めて、一一月二七日に東京外環道の三郷ジャンクション〜三、外環三郷西インターチェンジ間の四・一㎞が開通し、外環三郷西インターチェンジ開通

3 サービスエリア・パーキングエリア (SA・

PA) 事業

にご満足を提供するとともに、収益の拡大を目指サービス水準の向上と多機能化により、お客様

します。

○地域の特性を活かしたよりよいサービスをお届

スの提供―お客様の多様なニーズに応える商品・サービ

販・飲食施設を充実させます。・どなたにでもお気軽にご利用いただける物

食店を増やします。その地域ならではの味が楽しめる個性的な飲

る商品、サービスを実施します。「お値頃感」「安心感」を実感していただけ

魅力ある商品やニーズの高い商品を充実させ

・地域色豊かな特産品や野菜などの地場生鮮品

-便利さ、快適さの追求

地域と協力して、

周辺観光情報などの情報発

信を行います。

店舗などの施設の清潔、綺麗を徹底します。

きる空間を創出します。どなたにでもご利用しやすく、快適に休憩で

移動の疲れを癒す施設を整備します。

あたる三四㎞が開通しました。

○事業環境の変化に柔軟に対応し、効率的な事業

把握し、最適な施設配置に努めます。・地域特性、利用者動向、市場動向等を十分に

○サービスエリア・パーキングエリアの管理運営

設立しました。 セリア東日本株式会社」を平成一七年一二月八日の管理運営を行う、当社全額出資の子会社「ネクの管理運営を行う、当社全額出資の子会社「ネクリア・パーキングエリア内商業施設

めに設立したものです。門性・効率性を追求しながら事業を進めていくたり魅力ある空間として楽しんでいただけるよう専ったれはサービスエリア・パーキングエリアをよ

4 新事業

⇒えた事業機会の拡大を図ります。
○高速道路の潜在的なお客様、社会のニーズを踏新規事業分野を開拓し、事業機会を創造します。

たなビジネスへの進出を図ります。・高速道路を始めとする経営資源を活用した新

インターチェンジ周辺の開発を図ります。携してサービスエリア・パーキングエリア、新たな商業施設の設置に向け、周辺施設と連

指します。知的財産の蓄積を図り、事業機会の創出を目

○収益性の優れたビジネスモデルを構築し、着実

- 等を十分に把握して事業を進めます。・東日本の地域特性、お客様ニーズ、市場動向
- 連携を図ります。については、他の高速道路株式会社と協力・高速道路ネットワーク効果が発揮できる事業
- の導入)を視野に入れて事業を進めます。先進企業との業務提携(経営・技術ノウハウ

5 重点事業 (ETC)

○より多くのお客様にETCをご利用いただける

実施しています。 実施しています。 実施しています。

後とも、お客様とのふれあいを大切にしなが及促進に向けた取組みを進めてきました。今(ETCプラザ)の充実を図る等、数々の普大等に取り組むとともに、ETC問合せ窓口また、ETCレーンの増設、専用運用の拡

ら、ETCの普及促進を進めていきます。

6 平成一六年新潟県中越地震本復旧工事

平成一六年一〇月二三日に発生した新潟県中越 平成一六年一〇月二三日に発生した新潟県中越 を解除しました。平成一七年五月の雪解け後から 書が生じました。平成一七年五月の雪解け後から 本格的な復旧工事に着手し鋭意工事を進めた結 本格的な復旧工事に着手し鋭意工事を進めた結 本格的な復旧工事に着手し鋭意工事を進めた結 本格的な復日工事に着手し鋭意工事を進めた結 本格的な復日工事に着手し鋭意工事を進めた結 本格的な復日工事に着手し鋭意工事を進めた結 本格的な復日工事に着手し鋭意工事を進めた結 本格的な復日工事に着手し鋭意工事を進めた結 本格的な復日工事に着手し鋭意工事を進めた結 本格的な見いた。

六 おわりに

東日本高速道路株式会社は民間会社としての自東日本高速道路株式会社は民間会社としての自東ので、引き続き皆様の暖かいご支援をておりますので、引き続き皆様の暖かいご支援をでおりますので、引き続き皆様の暖かいご支援を

允進の道路サービスへ

阪神高速道路株式会社の発足にあたって―

阪神高速道路株式会社

はじめに

み出しました。 「阪神高速道路株式会社」として新たな一歩を踏「佐進の高速道路サービスへ」を企業理念に掲げ、平成一七年一○月一日、阪神高速道路公団は、

全力を注いできました。現在では、営業延長は二の地域の強い要望を背景に、昭和三七年五月に国の地域の強い要望を背景に、昭和三七年五月に国及び地元地方公共団体の出資により設立され、以及で地元地方公共団体の出資により設立され、以及の神高速道路のネットワークの拡充と管理にある阪神高速道路のネットワークの拡充と管理にある阪神高速道路のネットワークの拡充と管理にある阪神高速道路のネットワークの拡充と管理にある阪神高速道路の対域を辿っていた。現在では、営業延長は二を力を注いできました。現在では、営業延長は二を力を注いできました。現在では、営業延長は二を力を注いできました。現在では、営業延長は二を力を注いできました。現在では、営業延長は二を力を対している。

三○万人のお客さまにご利用いただく市民生活全 三○万人のお客さまにご利用いただく市民生活全 高速道路を早期にかつできるだけ少ない国民負担 で建設すること、③民間企業の経営ノウハウを取 高速道路を早期にかつできるだけ少ない国民負担 で建設すること、③民間企業の経営ノウハウを取 り入れ、お客さまのニーズにあった多様で弾力的 な料金を設定したり、新たな事業を創り出し、お 客さまへのサービスをさらに向上させることで 客さまへのサービスをさらに向上させることで

実現し、関西都市圏の暮らしや経済の発展に貢献に発展させていくことにより、お客さまの満足を引き継いだ阪神高速道路という貴重な財産をさら当社では、この目的を達成するため、公団から

していきたいと考えています。

二 阪神高速道路株式会社の概要

1 会社の概要

① 代表者 代表取締役会長 田中 宰

本社 大阪市中央区久太郎町四―一―三

代表取締役社長

木下

博夫

2

③ 社員数 八三一名

④ 資本金 一〇〇億円

(+資本準備金一〇〇億円)

⑤ 目的

展と国民生活の向上に寄与すること通の円滑化を図り、以て国民経済の健全な発の管理を効率的に行うこと等により、道路交の管理を効率的に行うこと等により、道路交

									[<u> </u>								
神戸管理部	湾岸管理部	大阪管理部	京都建設部	神戸建設部	大阪建設部	東京事務所	監査室	品質・安全管理室		情報システム管理室	技術管理室	お客さまサービス室	関連事業室	保全施設部	業務部	建設事業部	計画 紀	経理部	総務人事部	経営企画部
	図 1 阪神高速道路株式会社組織図 (平成18年1月現在)																			

阪神高速道路株式会社組織図(平成18年1月現在)

6 事業内容

- 高速道路の新設・改築、
- 高速道路の休憩所等の運営
- 国・地方公共団体等からの委託による道路 の建設・管理・調査等
- その他の事業
- 7 営業路線 二三三・八㎞
- 建設中路線 二一・八㎞

(8)

2 企業理念、経営方針、行動規範

(1) 企業理念

サービス」を生み出していきたいと考えています。 ことにより、「一歩先を行き、やさしさに満ちた まざまな分野に活かしてその可能性を広げていく さまの満足を実現し、関西のくらしや経済の発展 サービスへ」を企業理念に掲げました。 で長年培ってきた道路事業に関するノウハウをさ に貢献していくことが当社の使命ですが、これま 安全・安心・快適なネットワークを通じてお客 新会社の発足にあたり、当社では「先進の道路

(2)経営方針、行動規範

方針を策定しました。 企業理念を実現するため、三項目からなる経営

◆阪神高速は、お客さまや地域とのコミュニケ

- 維持・修繕・その
- 他の管理

す。 を目指して運営を進めていきたいと考えていま 化を図り、お客さま本位の経営とサービスの提供 策定しました。全社員一丸となって効率化、活性 意工夫、コスト意識、現場主義、情報の共有) 客さまの視点、社会との調和、前向きな発想、 一人一人の行動目標として、七つの行動規範(お また、企業理念及び経営方針を具体化する社員 を 創

_ 今後の事業展開

高速道路事業

(1) 高速道路の新設、改築

す。 もと、都市再生環状道路など、地域から期待され ているネットワークの整備に向けて、大和川線等 五路線二一・八㎞の建設事業を着実に実施しま 引き続き地方公共団体との連携、適切な分担の

災害に強いネットワークの整備を目指し、神戸山 淀川左岸線及び大和川線の建設を、兵庫地区では、 大阪地区では、都市再生環状道路の一部となる

ーションを大切にします。

◆阪神高速は、公正で透明な経営を維持し、

健

♥阪神高速は、社会の期待に応えるため、 全な発展を目指します。

迅

速・的確・積極的に行動します。

建設を、コスト削減を図りながら進めます。の渋滞を緩和するため、新十条通及び油小路線の手線の残区間の建設を、京都地区では、京都市内

(2) 高速道路の維持、修繕、災害復旧その他の管理

営業中の高速道路二三三・八畑の管理については、ETCの普及に伴う業務の効率化、技術開発による管理の効率化等により、管理コストの削減を実施し、道路サービスの向上に努めます。また、新たな取組みとして、ETCを活用し、時間帯にまる割引など弾力的な料金施策の導入を進めます。よる割引など弾力的な料金施策の導入を進めます。

2 高速道路事業以外の事業

昨年一一月一日、財団法人から駐車場事業及びパーキングエリア事業の譲渡を受け、事業を開始にこれまで公団が培ってきたノウハウを活用したはこれまで公団が培ってきたノウハウを活用した土木工事に関するコンサルティングの請負などの土木工事に関するコンサルティングの請負などの大大工事に関するコンサルティングの請負などの

四 おわりに

関西都市圏の道路網は、渋滞問題、環境問題、

たいと願っています。 スと捉え、これまで以上にお客さまや地域とのコ ら、その期待に応えていきたいと考えています。 も国や地方公共団体と十分な協議調整を図りなが ネットワークの拡充が強く求められており、 り、 た、 経営に努め、関西のくらしや経済の発展に貢献し ミュニケーションを図りながら、効率的で透明な ていく上で阪神高速道路の果たす役割は大きく、 道路機能の高度化など今も多くの課題を抱え、 私どもは、今回の民営化を新たな創業のチャン 阪神高速道路のネットワークも整備途上であ なお不十分な状態にあります。 関西が再生し 今後 ま

民営化にあたり、「先進の道路サービスへ」を企業理念としましたが、これまで培ってきたノウ 企業理念としましたが、これまで培ってきたノウ ただける道路サービスを実現していく決意です。 ただける道路サービスを実現していく決意です。 ただける道路サービスを実現していく決意です。 ただける道路サービスを実現していく決意です。 ただける道路サービスを実現していく決意です。 ただける道路サービスを実現していく決意です。 ただける道路サービスを実現していく決意です。 ただける道路サービスを実現していく決意です。 と位置づけ、全社改革運動の実施など真に株式会 社となるための徹底した取組みを行うことにより、今回の民営化が成功であったと皆様から評価 いただけるよう全力を挙げて取り組んでいきたいいただけるよう全力を挙げて取り組んでいきたいいただけるよう全力を挙げて取り組んでいきたいいただけるよう全力を挙げて取り組んでいきたいいただけるよう全力を挙げて取りにないます。

道路株式会社に引き続きご支援をいただきますよどうぞ、新たな航海に向けて船出した阪神高速

う、お願い申し上げます。

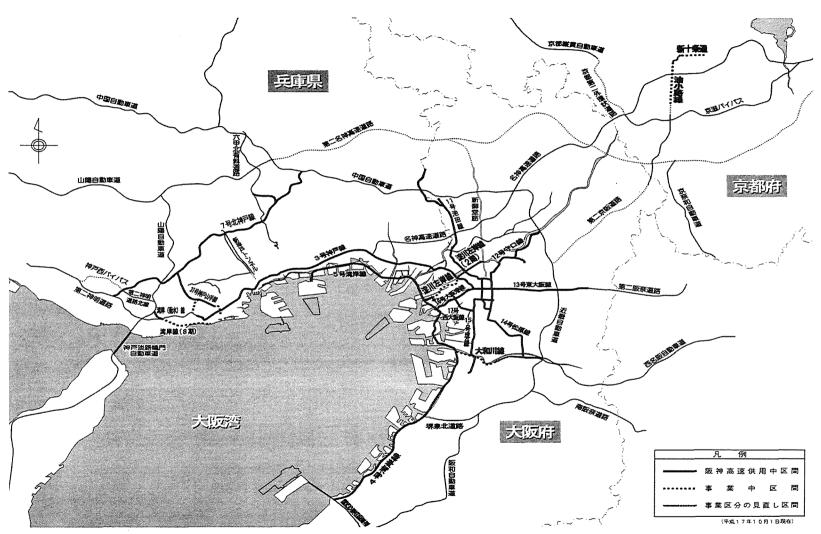


図2 阪神高速道路道路網図

訴訟事例紹介

害利益 |の存在が争われた事例

青森国道四号損害賠償請求事件

道路局道路交通管理課 岡崎

青森地方裁判所 請求棄却(原告控訴 平成一七年六月二二日

〔控訴審判決〕平成一七年一〇月二〇日 仙台高等裁判所 請求棄却

はじめに

断要素の一つとされている。 者に極端に不相応な負担を強いる場合も、その判 慮して個別的、 営造物の構造、 国家賠償法二条にいう「瑕疵」の存否は、当該 用法、利用状況等の事情を総合者 具体的に判断すべきもので、利用

償を請求した事案を取り上げることとする。 離帯設置により、原告らに日常生活上の不便が生 今回の事例紹介は、国道拡幅工事に伴う中央分 被告国に対して、 原告ら所有の土地の価値が下落したとし 国家賠償法に基づく損害賠

事案の概要

原告らの主な請求

被告は各原告に対し、それぞれ金二五〇万円を

2 争いのない事実等

原告らは夫婦であり、昭和四五年ころから、

(2)(1) 平成一三年八月一日に供用を開始した(以下 車線から四車線に拡幅する工事)を実施し、 宅の位置関係は、公道から原告ら居宅に入る 国道四号線青森東バイパス車線拡幅工事(二 には本件道路を経由するのが唯一の方法であ 所有する土地建物で居住している。 「本件道路」という。)。 本件道路と原告ら居 被告は、平成一一年から一三年まで、一般

ばならなくなった。

(3) る道 う。)が、原告ら居宅前から南東部集落へ至 設置した(以下「本件中央分離帯等」とい 信号機のある交差点でUターンをしなけれ てUターンをし、また、原告らが東方から 件中央分離帯等ができたことで、南東部集 けられなかった。そのため、原告らは、 おり、本件道路に中央分離帯とフェンスを 原告ら居宅に行くためには本件道路を次の くためには本件道路を次の交差点まで行っ ならなくなった。また、原告らが西方に行 信号機のある交差点まで迂回をしなければ 落に行くためには、本件道路に出て東方の 被告は、拡幅工事に伴い、 (里道) との交差部分には開口部が設 別紙図面 のと

一主な争点

- 争点及び当事者の主張

(1) 原告らの本訴提起が訴権の濫用か(本案前の

b

ア 被告の主張

本件訴えは、工作物収去等請求事件(青森地方裁判所平成一六年九月一〇日判決、以下「前訴」という。【参考事例参照】)において、「前訴」という。【参考事例参照】)において、既に終了した紛争を実質的に蒸し返すもので既に反し許されないものであるから却下されるべきである。

С

イ 原告の主張

濫用にもあたらない。 本件は二重起訴にあたらず、また、訴権の

(2) 被侵害利益の存在及び違法性の有無

ア 原告らの主張

(ア) 被侵害利益

の自由により保障される。)を侵害していきる権利・利益(憲法二二条の居住・移転

ニ五条)を侵害している。 緊急時に消防車、救急車両、警察車両が 原告ら居住地に速やかに到着できなくなる おそれが生じ、また冬季間の除雪車の出入 のに支障が生じているが、これは原告らの 幸福追求権(憲法一三条)、生存権(憲法

の価値も下がっている。の所有地は著しく不便となり、土地としての所有地は著しく不便となり、土地として

d

本件道路には開口部が設けられた場所もあるが、その中には、本件と異なる取扱いあるが、その中には、本件と異なる取扱いる。原告ら一般住民と、地域の有力者とのる。原告ら一般住民と、地域の有力者とのといえ、このような差別は、憲法一四条のといえ、このような差別は、憲法一四条のといえ、このような差別は、憲法一四条のといえ、このような差別は、憲法一四条の

(イ) 違法性等

を設けていない。
を設けていることを熟知していた。被告は、原告らが開口部を設けるよう要望していたのにこれが開口部を設けるよう要望していたのにこれが開口部を設けるよう要望していたのにこれが開口部を設けていない。

被告に対し、国家賠償法に基づき上記各金員二五〇万円が相当である。よって、原告らは、の利益を違法に侵害し、原告らは耐え難い苦め、はは、上記行為により、原告らの上記で

被告の主張

の支払を求める。

イ

を安全かつ円滑な交通を確保することを目的として本件中央分離帯等を設置したものであるから、その行為は法令に反しない正当な行為である。

侵害も認められない。

侵害も認められない。

侵害も認められない。

侵害も認められない。

して主張すい。

ならに、原告らが被侵害利益として主張すい。

ならに、原告らが被侵害利益として主張する

ない。

ならに、原告らが被侵害利益として主張する

ない。

ないとする職務上

一 主な争点に対する裁判所の判断

る判断理由は、仙台高裁による訂正後のもの。)※ 青森地裁の判断を仙台高裁支持(以下に掲げ

主文

原告らの請求を、いずれも棄却する。

証拠によれば、原告らは前訴において、被告に 証拠によれば、原告らは前訴において、被告に 対し、本件中央分離帯等の一部収去と、慰謝料を がし、本件中央分離帯等の一部収去と、慰謝料を にある旨主張していた。これに対し、前訴判決は、 である旨主張していた。これに対し、前訴判決は、 であるべき原告らの権限(法的利益)について 提となるべき原告らの権限(法的利益)について 提となるべき原告らの権限(法的利益)について をであり、その余の点を判断するまでなく理由がな であり、その余の点を判断するまでなく理由がな であり、その余の点を判断するまでなく理由がな

いうことはできないというべきである。本件訴訟の訴訟物に対して何ら判断がされたわけではないし、控訴人らは、前訴の判断を踏まえ、ではないし、控訴人らは、前訴の判断を踏まえ、のはないし、控訴人らは、前訴の判断がされたわけ

2 被侵害利益と違法性について

(1) ア 原告らが被侵害利益として主張するも(被侵害利益の a 、 b)、②財産価値の減少(同 c)及び③他者との取扱いの差減少(同 d)である。

て、そもそも原告らが居宅からこれに接イ ①(日常生活上の不便や不安)につい

換えている。)自体が、法律上保護され 集落に自由に行き来できる利益」と言 においてはこれを「従来通りに居宅から 路交通や安全上の配慮の必要性に鑑みれ 利益も本件道路の社会公共性、 する道路に自由に出入りする利益 づくものと言わざるを得ない。 権利であるとする点は、独自の見解に基 めることもできない。 過ぎない。そして、 されることに伴う事実上の利益であるに る利益であるとは認め難く、 社会生活上の受忍限度を超えたと認 原告らの主張する不 原告らが憲法上の 道路が供用 円滑な道

本件道路とが接する地点から東方向にある直近交差点までの距離は一四五 mであり、この交差点には信号機も設置されていること、本件道路は四車線のバイパスのの一台を超えるものであることなどからすると、仮に本件中央分離帯等がなからすると、仮に本件中央分離帯等がなからすると、仮に本件中央分離帯等がなからすると、仮に本件中央分離帯等がなからすると、でに本件中央分離であることなどからすると、でに本件道路であると考えられ、控訴人ら方前にある里道とをく、むしろ、ここを横断することは危険であると考えられ、控訴人ら方前にある里道と

り安全であり、これによって遠回りにな 行くには、上記交差点を経由する方がよ るいは右折レーンの設置をしようにもそ であるので信号機の設置を見込めず、あ 道の幅員が狭小であって市道認定が困難 機の設置をしようにも控訴人ら方前の里 があるところ、これを避けるために信号 れるため、追突事故を誘発させる危険性 で右折する車両と誤認することも考えら 同所での右折車両を同所より先の交差点 差点までの距離が短いために後続車両が 通量が想定され、また、同所から直近交 所から右折しようとするかなりの車両交 いとすると、東方向に向かって走行し同 に要する時間はさほどのものではない。 すれば済む。)、自動車であればその往復 歩ならば一四五m先の交差点の方を利用 していた場合にしか生じないところ(徒 なるが、そのようなことは自動車で移動 など往復八八○mの移動を要することに 西方向四四〇m先の交差点に行って戻る 訴人ら方前にある里道に行くには、一旦 なるのである。また、反対車線側から控 る距離も最大で二九〇mに止まることに 方、もし本件中央分離帯等を設置しな ためには同所のすぐ西方にある橋を架

け替えなければならないなど、上記の危 院に対処すべき適切な方策がないことが 高いられる。したがって、本件中央分離 帯等を設置しないという選択肢は円滑か つ安全な道路交通の確保という観点から はそもそも取り難いものといわざるを得 ないし、また、本件中央分離帯等が設置 ないし、また、本件中央分離帯等が設置 ないし、また、本件中央分離帯等が設置 されたことによって発生した控訴人らの 不利益と本件中央分離帯等を設置しない ことにより発生する不利益とを比較衝量 すれば、控訴人らの不利益とを比較衝量 すれば、控訴人らの不利益とを比較衝量 でれば、控訴人らの不利益とを比較衝量

って、価格の減少要因というよりも増加 すなわち、控訴人らのいう土地価格の 分離帯等の設置によって本件道路向かい の集落に従来通りに本件道路を横断して は行けないことにより発生するものであ るところ、これは集落との関係の強い控 で客観的な土地の価格が減少するものと は考え難い。むしろ、客観的にいうなら、 本件道路の拡幅は本件道路周辺にある控 が、のて、価格の減少要因というよりも増加

③ (也育こ)又及い) 言葉と要因と考えられるのである。

エ ③ (他者との取扱いの差異) の点につ

3

いて

また、原告らは、拡幅工事前後に、開口部というには、自己と他者との間で同種のというには、自己と他者との間で同種の設置しないという選択肢は取り難かったのであるから、差別的取扱いという前提を欠いている。控訴人らの主張を採用することができないことは明らかである。 ることができないことは明らかである。 また、原告らは、拡幅工事前後に、開口部

は認められない。 的を考慮しなければならない。 障があまりないと思われる場合であったとし り、開口部を設けたとしても交通安全上の支 安全かつ円滑な交通を確保することを目的と は、道路法及び道路構造令の規定に基づき、 を設けるよう要請しているが、 に開口部を設けるべき法的義務が発生すると 上記事情があったとしても、 ても、 の多くが開口部を設けることを要請していた して設置されるものである。仮に、 実際に開口部を設けるか否かは上記目 直ちに被控訴人 中央分離帯等 したがって、 地域住民

る権利の侵害行為も、被告の違法行為も認め 3) 以上によれば、本件では法律上保護され

よって主文のとおり判決する。られず、原告らの請求は理由がない。

〈参考事例〉 工作物収去等請求事件

青森地方裁判所 請求棄却(確定)平成一六年九月一〇日判決

原告らの主な請求

去せよ。
の工作物(以下「本件工作物」という。)を収の工作物(以下「本件工作物」という。)を収面斜線部分に存在する中央分離帯、フェンス等1 被告は国道四号線東バイパス上にある別紙図

円ずつ支払え。 4 被告は、原告らに対し、それぞれ金一○○万

これを的確に認める証拠はない。

(2)

一事案の概要

原告らは、請求欄記載の判決を求め、その原因原告らは、請求欄記載の判決を求め、その原因原告らは、請求欄記載の判決を求め、その原因原告らは、請求欄記載の判決を求め、その原因原告らは、請求欄記載の判決を求め、その原因原告らは、請求欄記載の判決を求め、その原因原告らは、請求欄記載の判決を求め、その原因

張して、民法七〇九条に基づきそれら被害の回復 及ぼさないように十分配慮する義務があるにもか ずる部分に開口部を設けて自動車及び歩行による 支払いを求めるとしている。 のため本件工作物の収去及び慰謝料として金員の 難いほどの大きな影響や苦痛を与えている」旨主 るなど、 おそれがある。冬期間除雪車の出入りに支障があ より一 方から集落地へ赴いたり原告方へ至るために従前 に中央分離帯の設備を設けたため、自動車で原告 バイパスを通り集落中心部に通ずる同バイパス上 かわらず、そのような配慮をせず、原告方から同 通行を可能にし、 万が一の場合消防車や救急車が間に合わない **畑ほど余計に走行しなければならなくな** 原告らとしては従前に比して生活上耐え 原告らの生活に甚だしい支障を

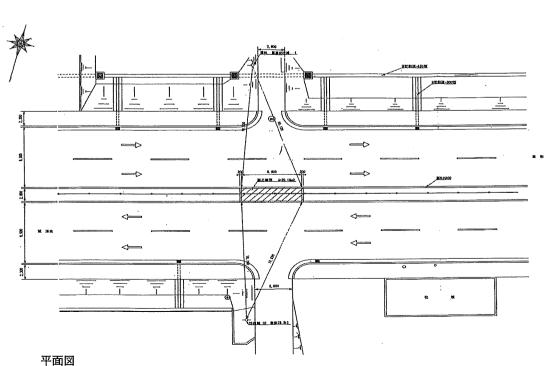
の判断三の主な争点に対する裁判所

主文

原告らの請求をいずれも棄却す

るを得ない。 理由がないものとして排斥されざ 得ないから、 るというのみであって、 検討するまでもなく本件各請求は 原告らの主張は失当といわざるを かにしていない。そうとすれば、 求の前提となるべき原告らの権限 件道路を生活道路として長年用 法律関係に関して、 てきたことによる「既得権」があ 工作物の収去を求める前提となる (法的利益)についての主張を明ら 原告らは、 その余の点について 原告らにおいて本件 原告らには本 本件各請

し、主文のとおり判決する。も理由がないので棄却することとよって、原告らの請求はいずれ



緑美しい都市の実現に向けてのみちづくり



仙台市東京事務所 安斎 栄

「杜の都」の再生

おります。

仙台の代名詞ともいえる「杜 一部」とは、藩政時代から受け の都」とは、藩政時代から受け の都」とは、藩政時代から受け の都」とは、藩政時代から受け のお」とは、藩政時代から受け のお」とは、藩政時代から受け

その後、この緑豊かな街並みは、戦災や市街地の拡大に伴って徐々に失われ、今日、中心市街地の弦大に伴っち通のケヤキ並木と青葉山周辺の森林のみとまで言える現状にあります。

戻す時間」とも位置づけられて紀は「一〇〇年」であり、二一世れた一〇〇年」であり、二一世二〇世紀は「仙台の緑が失わ

るとも言えます。 業の垣根を越えて本市がトータ この街づくりの方向性は、事

います。 ちづくりを紹介してみたいと思と言う切り口から、仙台市のみと言う切り口から、仙台市のみ

だんだんじんいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいん

◆みどりの創設に向けた具体的

実現するための具体的な施策と 再生プロジェクトで、二一世紀 の新しい都市創造の視点から、 本市の「緑美しい都市の実現~ 体告~」が決定されました。 緑豊かなまちづくりを推進・

しては、緑の保全・普及・活躍

など様々ありますが、ここでは トワークしては、緑の保全・普及・活用 化も含め

てみたいと思います。回廊づくり」などを中心に述べ回廊が関連する市街地の「緑の

トワークを形成しようと言うもとも含めた厚みのある緑のネッづけ、街路樹や公園、民有地緑でも含めた厚みのある緑のネックは、街路樹や公園、民有地緑の回廊づくり」とは、J



図1 「緑の回廊づくり」イメージ

長期的には道路空間の 重 の 要な空間 回廊づくり」 都心の広幅員幹線道路は でと位置が の骨格をな う 再構成に つけられ

で、

て取り組むこととしております より緑化スペ 図 1 ì スの確保に向

都心部を貫く、 東 番

図 2 仙台都市圏環状自動車専用道路整備状況(約90%完了) Set 1

1

1. 11.65 21

LEGICT ENERGHEN

#679.JC

仙台バイバス

NU-TICAL C

MERSON

他台灣港灣路詢鄉

63-74-988A-3CY

\$4.000 CL

62-63 91 33 3633

MARRIC 医子 仙台空港 但台區即與展港

仙台港連絡道路

写真1 JR 仙台駅東口駅前広場

仙台外郭環扶道路

RINGODO

仙台外郭環状直路

early street of

SELECTION C

山台北道路

仙台西道路

H 33

CHEC

仙台南部道路

名权系权质自動申询

I XX

W 200

都市計画道路の整備やバ 系 で移動できるような交通 交通を利用して、 これを補完して、 交通機関を基軸とし、 アクセス三〇分構想 ・都市の環境改善に向け や居住地から都心まで公共 0 推進による、 主要な拠点 概ね三〇 渋滞緩 (軌道 バ 、ス路 ス

青葉通・広瀬通・定禅寺通など **宁通** けて 都心部の自動車通行削減に向

0 量も非常に多く、 広幅員幹線道路は自動車交通 緑

から、 通 Z 出すためには、 総量の削減が必要となること 道 |路整備の方針 まず自動車交 の空間を生 このひと

仙台都 る、 路 ネ 都 ッ 市 卜 心 圏環 部 ワ 通 1 状 過 ク 自 交通 0) 1動車専 整 備 0 削 13 苚 減 ょ 道

図 2

既存の 車から公共交通への転換 整備することによる、 セス道整備や駅前広場などを 事業が本格化する地下鉄東 など鉄軌道系各駅への J R 地 下 鉄南北 自 家用 7 線 军 ク 西

道行み 2006 1

12

3 6)°

催・運営されております(写真

線の整備

キス&ライド、パーク&ライ 保による公共交通への転換 ドや公共交通優先システムの 導入など速達性・定時性の確

「遊びさ来てけさいん」。

(写真2)

備を行っています。 等々、過度に自動車交通に依存 しない街づくりに向けた道路整

仙台市営地下鉄南北線泉中央駅キス&ライド 写真2

ちづくりと利活用の方向性を紹 介させて頂きました。 す将来の街の姿を踏まえた、 以上、 皆様、こんな仙台へ一 駆け足で仙台市が目指 度は



では道路中央の緑地帯を利用

んでいくこととしております。

▶道路空間の賑わい・ふれあい

これらの取組みは、 の創設に向けて

オープンカフェ



仙台七夕まつり



SENDAI 光のページェント

○来島海峡大橋(写真1)

❤個性豊な一〇の橋

とんびの広場

まなみ海



愛媛県東京事務所 明日

年五月に開通した、愛媛県今治 ち一番西側に位置し、平成一一 本州四国連絡橋三ルートのう 「瀬戸内しまなみ海道」とは

とができます。 ングやサイクリングを楽しむこ 全線を通じていつでもウォーキ 転車歩行者専用道路(総延長約 美しい瀬戸内海に浮かぶ島に 八〇㎞)が設置されているため られており、また各橋には、自 日本のエーゲ海とも称される 個性的な一〇本の橋が架け

Aa.

写真1 来島海峡大橋

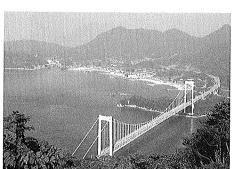


写真2 伯方・大島大橋

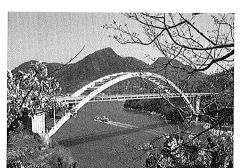


写真 3 大三島大橋

第一大橋:橋長九六○m 九九九年五月開通

橋は、橋桁の桁下と満潮時の海

シンプルな掛橋、大島大橋はス

ートな吊橋からなります。

島大橋が結びついている総延長

、一六五mの橋で、伯方島は

三連吊橋で、第二大橋と第三大

面との間が六五mあり、豪華客

第二大橋:橋長一、五一五

第三大橋: 五七〇m

来島海峡の三つの水道を結 三連吊橋

総延長四· ㎞の世界初の

Š,

んしゅうしゅうしゅんしゅんしゅんしゅんしゅんしゅんしゅんしゅんしゅんしゅんしゅん

愛称です。

六〇㎞の「西瀬戸自動車道」の 市と広島県尾道市を結ぶ延長約

○伯方・大島大橋(写真2) ようになっています。 も橋の下をらくらく航行できる 船・クイーンエリザベス二世号

は遊歩道を通って降りること

目然公園になっている見近島

· 一九八八年開通

が可能となっています。

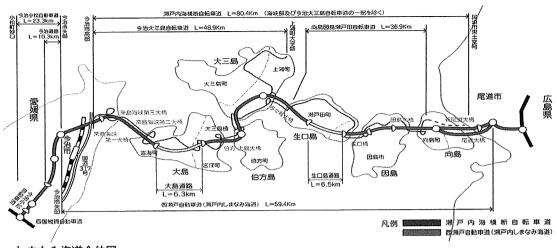
○大三島橋(写真3 一九七九年開通

橋と、見近島と大島に架かる大 伯方島と見近島に架かる伯方 大島大橋:橋長八四〇 m 道行セ 2006.1

伯方島:橋長三二五

m (掛

45



しまなみ海道全体図

○多々羅大橋(写真4)○多々羅大橋(写真4)

・橋長三二八m(アーチ橋)しまなみ海道で最初に完成した橋で、潮の流れが七ノットた橋で、潮の流れが七ノットう急流で名高い鼻栗瀬戸をまたう急流で名高い鼻栗瀬戸をまたが、大三島と伯方島に架かっています。

・一九九一年開通 ○生口橋(**写真5**)

リブアーチ橋となっています。

白い弧を描く美しいソリッド

・橋長七九○m(ファン形斜 ・橋長七九○m(ファン形斜 ・橋長七九○m(ファン形斜



生口に 三島に架かり、二県を結ぶ県境 三島に架かり、二県を結ぶ県境 一島に架かり、二県を結ぶ県境 で、斜張橋としては、フラ ンズのセーヌ川に架かるノルマ ンディー橋を越えて世界一とな りました。ハーブや鳥が羽ばた く姿にたとえられ、世界一のス く姿にたとえられ、世界一のス

> ・一九八三年開通 ○因島大橋(写真6) ○因島大橋(写真6) ・一九八三年開通



写真 6 因島大橋

橋はしまなみ海道で唯一の上下

一段構造で、

上部が自動車道

正な美しさが魅力です。

また、

な曲線と高いタワーを持ち、

に架かる橋で、

吊橋特有の優雅

向島と因島を結ぶ、・橋長一、二七〇m

布刈瀬

います。

下部が自転車歩行者道になって

新尾道大橋は尾道大橋の西側に 物などに欠かせない生活橋です。 結び、島民の通勤や通学、買い

尾道大橋・新尾道大橋



写真8 自転車や徒歩などで瀬戸内海 の眺望を楽しむことができる

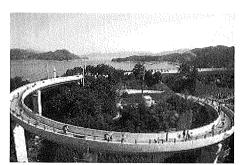


写真9 自転車道

をまるごと見ることができます。 道路の橋で、 並行して架けられた自動車専用 橋上から尾道水道

るようになっており、

しまなみ

等の見どころが

○尾道大橋・新尾道大橋

(写真

7

尾道大橋

一九六八年開通

▼瀬戸内海横断自転車道

橋長三八五m(放射形斜張

新尾道大橋

潮流を眺望しながら自転車、 島々が夕日に沈む様子や瀬戸の イク及び徒歩で渡ることができ ロードです。瀬戸内海に浮かぶ ョンを堪能できるサイクリング みながら、屋外のレクリエーシ 歩行者道で、 とを結ぶ延長約八〇㎞の自転車 愛媛県今治市と広島県尾道市 島々の観光を楽し バ

尾道大橋は、

尾道市と向島を

張橋

橋長五四六m(ハーブ形斜

一九九九年五月開诵

ようになっています。 軽にサイクリングを満喫できる 備されています(写真8・9)。 海道の島々に架かる橋上にも整 ンタサイクルを運営しており気 なみ海道沿線の自治体では、 今治市から尾道市までのしま レ

◆最後に

老山展望公園や吉海町バラ公園 なみ公園 三島の大山祇神社や多々羅しま しまなみ海道の沿線には、 (道の駅)、大島の亀 大

> 海の多島美を眼 車道より瀬戸内 上に架かる自転 ていただき、 皆様も是非しま すので、読者の たくさんありま なみ海道を訪 海

てみてくださ 観光名所を回っ 体中で感じつつ 島々の風情を身 下に臨みながら

うか。 はいかがでしょ を癒すというの 温泉で疲れた体 温泉である道後 そし 日本最古の て 最 後

自転車・歩行者道料金表

来島海峡大橋	伯方・大島大橋	大三島大橋	多々羅大橋	生口橋	因島大橋	尾道大橋
200円	50円	50円	100円	50円	50円	10円

原付・125cc以下の二輪車の同額。歩行者は無料。

)年に向けての道づくり



奈良県東京事務所

喜夛仲 正博

> 多発しています。平成一六年度は、 異常気象や災害による通行規制が る一方(写真1)、山間部では、

旧大塔村(現五條市)で発生した

大規模な地滑りにより、

国道一六

❤奈良県の概要

をしています。地形的には、 陸県で、 の三地域に分かれています 一〇三・四㎞と南北に細長い形 置し、周囲を山岳に囲まれた内 奈良県は日本のほぼ中央に位 東西七八・六㎞、 南北 **図** 次

①大和平野地域:県全体の二割 人口が集中する、本県経済 にあたる面積の中に九割の

の中枢地域。

<u>1</u>

②大和高原地域:なだらかな高 自然を有する地域 工地利用の可能性と豊かな 原状の地形を呈し、多様な

③五條吉野地域:主に南部は急 林資源と希薄な人口が特徴 峻な山岳地形で、豊富な森

○高速自動車国道供用

的な地域

♥道路整備の状況は全国最低レ ベル

全国最低レベルです。 らゆる指標からみても 奈良県の道路整備状況は、

あ

以下に代表的な指標を

○改良率(全道路 示します (図2)。 四三・五% (全国

○改良率(一般国道) 四三位 最下位 全国平均九 七:二% 六八・七% (全国 全国平均五

> では、 るなど渋滞が慢性的に発生してい このような状況から、 渋滞多発箇所が四五ヵ所あ 全国最下位 八 二 km (西名阪自動車 市街地

> > ♥道路整備へのニーズは非常に

規制が行われました。

八号が一二〇mに渡って崩落する

(写真2)など、二六一回の通行

県内の鉄道はJR、 近鉄あわ

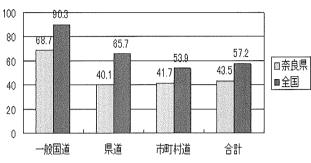
高い

N (大和平野地域 大和高原地域 五條吉野地域

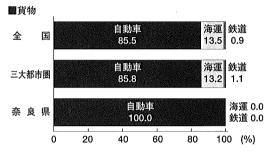
図 1 奈良県地域区分図(12市 15町 12村)

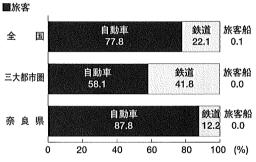


写真1 国道308号の渋滞状況 (柏木町~三条大路2丁目交差点付近)

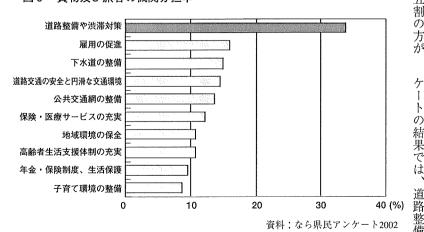


道路改良率の比較





貨物及び旅客の機関分担率 図 3



奈良県において特に不満だと思う項目



写真2 国道168号の崩落状況

自 りますが、 13 あるため、 動車 また、 % (図 3)。 (旅客九〇%、 観光客の約五割の方が の依存度が高くなっ 旅客・貨物輸送とも 大和平野地域のみで 貨物 7

どから、 変わらない を問わず渋滞が発生しています。 自家用車を利用していること 辽 そのため、 ため、 休日の交通量が平 県民に行ったアン 休日 市街地では平 /平日 道路整備と 0 白 な

て

一五四

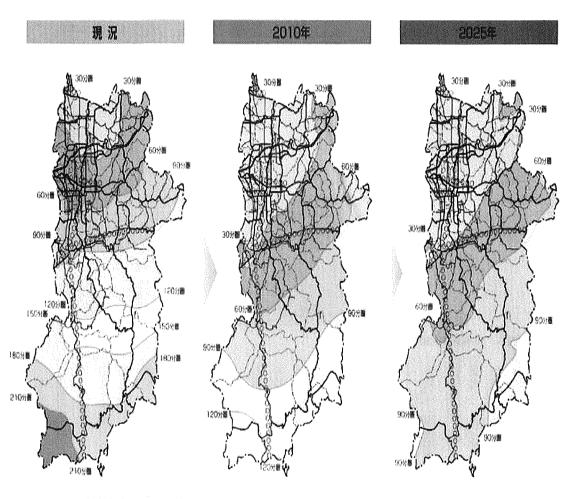
km

(全国四

10位

あ

ごうしょくしゅうしゅくしゅんしゅんしゅんしゅんしゅんしゅんしゅんしゅんしゅんしゅんしゅんしゅんしゅん



奈良市中心地への移動時間圏図

の実現を目指しています。 かした沿道環境の整備を柱にそ 的な渋滞対策、奈良らしさを活

幹線道路の整備、

市街地の総合

構想」を平成五年度に策定し、 指す「なら・半日交通圏道路網 スムーズな道路交通の確保を目 に、市街地でのより安全でより る道路網の形成を図るととも

に取り組んでいます (図5)。 ぶことを目標とし、道路の整備 村の中心地どうしを二時間で結 なる二○一○年までに県内市町 当面は平城遷都一三〇〇年と

渋滞対策への不満が第一位とな ーズが高くなっています(図 っており、 道路に対する行政ニ

◆なら・半日交通圏道路網構想 このような行政ニーズに対応

度で移動でき、半日で往来でき

市町村においても概ね二時間程

期構想として、県内のいずれの

するため、県では道路整備の長

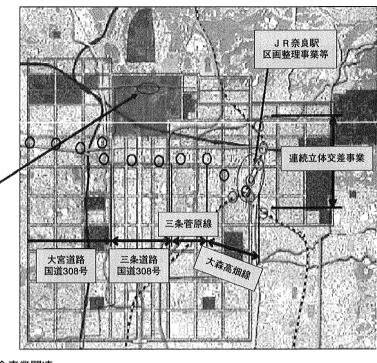


図 6 平城遷都1300年記念事業関連

じめとする県内各地をネットワ 国道三〇八号線(大宮道路・三 者を快適に会場に誘導する一般 事業及び周辺街路の整備や来訪 るJR奈良駅付近連立立体交差 奈良市の新たな玄関口を創出す 飛鳥・藤原京、 京奈和自動車道を基軸と の整備を推進するとと 斑鳩をは

短縮され、

「古都京都の文化財

奈良市から和歌山市の所要時間

約一七〇分から約五〇分に

この道路の全線が完成すると

「古都奈良の文化財」「法隆寺地域

復元中の大極殿(イメージ)

◆平城遷都一三○○年記念事業 に向けて

実施します。約半年間にわたり 史文化を国内外に発信する「平 です (図6)。 した多彩な行事を展開する予定 県内の歴史文化ストックを活用 城遷都1300年記念事業」を 界遺産平城京を中心に日本の歴 奈良県では、 二〇一〇年に世

京奈和自動車道は、

大和平野

図7

跡周辺の主要道路や県内各地 の整備が強く求められています。 県内外を結ぶ広域的な幹線道路 め特にメイン会場となる平城宮 り多くの来訪者が見込まれるた この記念事業には、 記念事業開催に合わせ、県都 国内外よ

> ています。 パスとして国土交通省が整備し を結ぶ延長約一二〇㎞の高規格 を南北に縦断して京都と和歌山 幹線道路で、 国道二四号のバイ

ます。 化を図る役割を担っています。 成された道路とネットワークす 外側を一周約三〇〇㎞で環状す 連絡道路などとともに、 市間における時間短縮と連携強 ることにより、関西圏の主要都 る「関西大環状道路」を形成し 第二名神自動車道、 大阪を中心に放射状に形 本州四国 関西の

路整備を行っています。 クする中和幹線などの幹線道

>四つの世界遺産を結ぶ京奈和 自動車道の一部区間が供用

ごじじんしゅうしゅうしゅうしゅうしゅうしゅうしゅうしゅうしゅうしゅうしゅうしゅう

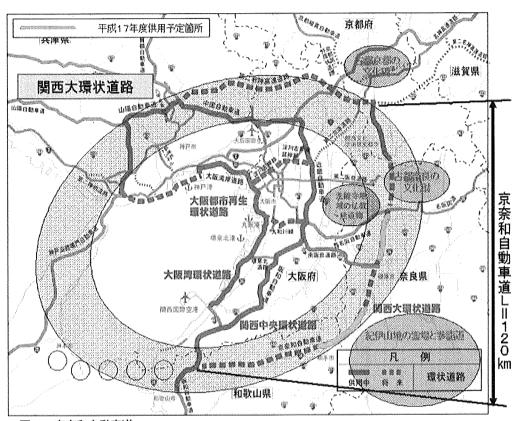


図 7 京奈和自動車道

奈良~明日香の大規模自転車 道完成へ(図8、写真3・4)

法隆寺のある斑鳩を巡り、 ら平城京跡、 までつながります。 自転車道が奈良市から明日香村 丘陵公園・橿原神宮を経て、 長年整備を進めてきた大規模 薬師寺をとおり 奈良公園か 馬見 石

遺産が結ばれることとなります。 の霊場と参詣道」の四つの世界 の仏教建造物」及び「紀伊山地

ます。 これにより、 車専用道路が供用する予定です。 條市域の二区間約一六㎞の自動 山市~橿原市の一部区間及び五 の効果で観光客が増加し、 の移動が楽になるわけです。 良公園と高松塚古墳のある飛鳥 野の南北の移動がスムーズなり つきの減少が見込まれ、 混雑解消による所要時間のばら れます。 産業など経済の活性化が期待さ していた交通が転換し、大幅な 平成一七年度内には、大和郡 つまり、 国道二四号に集中 東大寺がある奈 大和平 観光

古都奈良の文化財 斑鳩 法隆寺周辺の文化財 飛鳥周辺の文化財 四尺例 明日香

図8 大規模自転車道概要図

ンタサイクルの案内やHPでわ図るために、パンフレットでレいでしょうか。利用者の拡大をいるではながら古都奈良を観光

には、

トイレや休憩施設、

主要

自転車道の途中

舞台古墳まで約五〇㎞の自転車

しています。全身でさわやかなな観光施設への案内看板も設置

ing_map/nara/bike/indexbike.html



写真 4 休憩施設



写真 3 大規模自転車道

にぎわいトランジットモール社会実験

八戸市都市政策課

八戸市の紹介

臨海工業都市としての顔も持っています。

「八戸市(図1)は青森県の南東部に位置し、夏が特徴となっています。八戸は「海から拓け、海が特徴となっています。八戸は「海から拓け、海が特徴となっています。八戸は「海から拓け、海とともに発展したまち」とも言われており、全国とともに発展したまち」とも言われており、全国が特徴となっています。

っています。 ト)」に指定されるなど、日本の主要な港にもなに向けて「総合静脈物流拠点港(リサイクルポー近年は水産・工業のみならず、資源循環型社会

さらに、東北新幹線八戸駅開業により北東北の

と思えるようなまちづくりを目指しています。り住みよいまちとして、来訪者には来て良かったこれらの潜在力・可能性を活かし、市民にはよとして人的交流も活発になっています。

社会実験実施に至る背景

食店街「八戸屋台村みろく横丁」が観光客に大い食店街「八戸屋台村みろく横丁」が観光客に大いた再開発計画が取りやめになるなど、現実性の高い施策の展開を図り、賑わいを取り戻すことが重要な課題となっています。
一方で、二〇〇二年一二月の東北新幹線八戸駅開業を契機に観光客が増大しており、中心市街地の小路横丁に設けられた地元主導による屋台風飲の小路横丁に設けられた地元主導による屋台風飲の小路横丁に設けられた地元主導による屋台風飲の小路横丁に設けられた地元主導による屋台風飲の小路横丁に設けられた地元主導による屋台風飲の小路横丁に設けられた地元主導による屋台風飲みの外立地や撤退

○万人の商業・経済の中心地「北東北の拠点都市」客やビジネス客が訪れるようになり、北奥羽約七玄関口として広く認知され、全国から多くの観光



図1 青森県八戸市の位置図

54

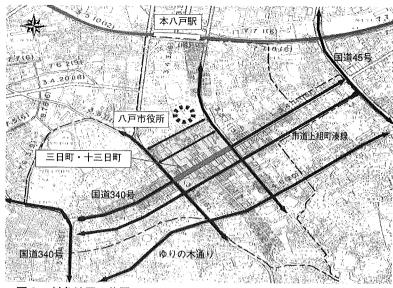


図 2 対象地区の位置



対象地区の様子 写真1

π

に受け、活性化の核になっています。

している傾向にあります。 三日町・十三日町では、 の回遊性が乏しく、 しかしながら、依然としてまちなかでは歩行者 まちなかの回遊の軸であるメインストリー 賑わいの広がりが欠如してお 歩行者交通量が年々減少

商店街

100 200

中心市街地の範囲

500m

三日町・十三日町の歩行者天国化によるイベント に取組み、 者が中心となって「中心市街地にぎわい創出事業 (にぎわいストリートフェスティバル)」として、 このような状況を鑑み、 また、平成一六年度には、 都市再生本

一四年度から地元商業 け、 このような取組みの機運を活かし、まちなか

対象地区の状況 (図2、写真1)

区である三日町・十三日町は延長約三四〇mあり、 路は相互一方通行の交通規制がされ、 道上組町湊線の二本の幹線道路からなり、 心市街地の交通は、 主に国道三四〇号線及び市 実験の対象地 これら道

国道三四〇号線の一区間にあたります。

中し、道路自体がバスターミナル化している状況に ラックや一般車の駐停車などにより、 あります。また、タクシーの流しをはじめ、 から朝夕は混雑する路線となっています。 走行していない状況がみられ、 方通行)ある内、普段から一~二車線しか車両が 対象地区は八戸の中心地として市内のバス網が集 通過交通も多いこと 三車線(全て 配送ト

1 目的

前述の状況にある対象地区において、 通過交通

づくりについて検討してきたところです。 クト」として、まちなかの回遊性を高める仕掛け ちなか巡りと会所場づくりによる活性化プロジェ 「全国都市再生モデル調査 八戸中心市街地

た三日町・十三日町のトランジットモール化に向 遊創出のテーマとして、かねてから構想されてき 社会実験に取り組むこととなりました。

調査内容 表

<調査時間:10時~20時までの時間帯>

- ■自動車交通量調査
- 周辺道路等5ポイントにおける自動車交通量調査
- ■バス交通にかかわる調査

定 量的 調

杳

- ・バスの定時性調査
- ・対象地区内のバスの所要時間
- ■歩行者交通量調査
- ・4ポイントにおける歩行者交通量調査
- ■歩行者活動調査
- ・オープンカフェ等に座っている人の人数調査

2

(1)

検討・実施体制

- ■路上停車車両数調査
- 対象地区等での配送トラック、タクシー、一般車の路上停車台数の調査

定性 的 調査

来街者アンケート調査

- 来街者の満足度等にかかわる街頭、店舗でのアンケート調査の実施
- ■関係者ヒアリング調査
- 商業者・配送トラックドライバー・バスドライバー・タクシードライバーへ の実験評価についてのヒアリングの実施

3

を比較し、

本市中心市街地

に 効

おけ

タクシー進入不可

ぎわいトランジットモ を設立し、 交通事業者、 実験にあたって商業者、

行政機関等からなる「に

商工会議所、

1

ル

推進協議会

本実験を検討

実施しまし

た。

(2)実施期間

三〇日 金

時間:一一

時 〈

六日間

九

月

五.

日

日

{

九

月

実験内容 工 の実施

る最適なパ ターンを模索

路空間等を活用したオープンカフ トランジットモールとなった道

ました。

九日 なお、 定量的 調査は、 平常時 日 (3)

等を排除

Ĺ

賑

わ V3 0

あ

空間

形

成に資するトランジット

モー る回遊

実現

以

下

の三点を本実験

0 ル

目 0

的と

しました。 に向け、

1

対象地区をトランジット

モー

ル

とする交通規制を実施し、

これ

伴う交通環境の変化を把握

2

全面モール化

(歩行者天国)

を

含む大きく三つのパターンで実験

交通規制による影響

果等

以下の実験パターンを実施しました。 実験1:フルモール実験

)実験3:フルトランジットモー 実験2 セミトランジットモー ル ル 実験 実験

(歩行者天国

実験3は、 の可否についても実験 配送トラック、 タクシーの 進入

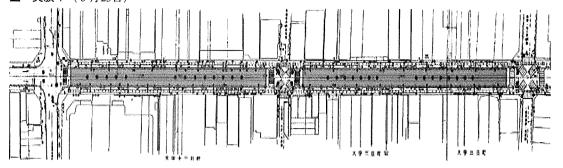
○実験3―2(バスのみ進入可 ○実験3-1 進入可) (バス、配送トラッ ・配送トラック、 Ź, タクシ

交通量・アンケート等調査の実施 (表

や満足度等にかかわるアンケー 各実験パターンについて一 (4)日ずつ、 ト調査等を実施し 周辺交通量

(水)) も実施しました。 間 一〇月 実験パターン

■ 実験1 (9月25日)



- ・歩行者天国の実施
- ・あわせて「にぎわいストリートフェスティバル」(歩行者天国)を開催

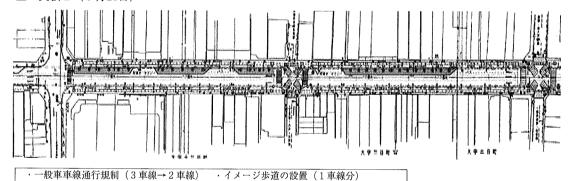
図3 フルモール 歩行者天国の計画図





写真2 歩行者天国でのイベントの様子

■ 実験2 (9月26日)



・イメージ歩道でのオープンカフェの設置

図4 セミトランジットモール計画図

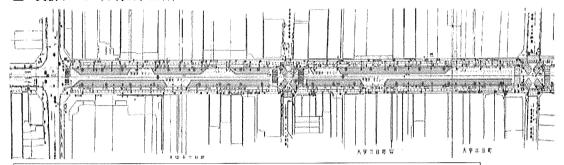
・バス優先車線の設置(1車線)





写真3 交通規制の様子

■ 実験3-1 (9月27、28日)



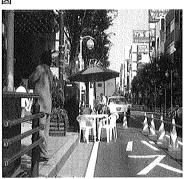
- ・全線トランジットモール化

- 一般車車線通行規制 (3車線→0車線) ・イメージ歩道の設置 (2車線分) ・バス専用車線の設置 (1車線分・一方通行)
- ・イメージ歩道でのオープンカフェの設置

- ・配送トラック・タクシーの進入を許容
- ・荷捌きスペース、タクシーの乗降場の設置

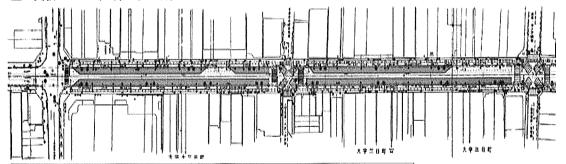
図5 フルトランジットモール 歩行者天国の計画図





交通規制 (左)、荷捌き・タクシー乗降場 (右) の様子 写真 4

■ 実験3-2 (9月29、30日)



- ・全線トランジットモール化
- ·一般車車線通行規制(3車線→0車線
- ・イメージ歩道の設置(2車線分)
- ・バス専用車線の設置(1車線分・一方通行)
- ・配送トラック・タクシーの進入も不可

図6 フルトランジットモール計画図





写真 5 交通規制の様子

58

五 実験結果の概要

交通規制に伴う交通混雑の状況

1

雑はみられなかっ される。 前に混雑を回避するよう行動していたものと推測 開催が市民に定着してきており、ドライバー 大 験 1 (フルモール) では、基本的に大きな混 た。 歩行者天国によるイベント

著な差異はみられなかった。これは対象地区

大きな混雑はなく、

交通量等デ

タは平常時と顕

実験2(セミトランジット

Ė 1 1

ル

におい

ても

普段から路上駐車車両等で走行できる車線が限定

写真6 迂回路での交通混雑 (番町)

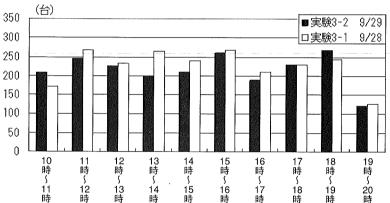
が事 がら日が経つにつれ、 地 周辺道路では迂回車両により、

てきており、 差点で慢性的に閉塞する箇所もあった。 区の入り口にあたる交差点で交通混雑が発生 円滑に走行できる迂回路が選択され これら混雑が徐々に緩和し 信号のある交 では、 しかしな 対象

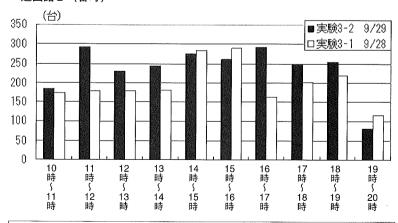
されているためと考えられる。 実 験 3 (フルトランジットモール)

ル

迂回路 A (馬場町)



迂回路B(番町)



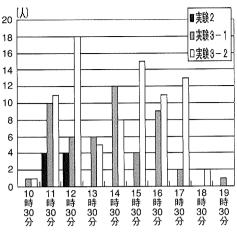
- ・総じて迂回路Aで交通量が増加、迂回路Bでは減少していることがうかがえる (9/28と9/29を比較)。
- 迂回路Aで交通混雑は見られなかったが、迂回路Bでは信号のある交差点で交通混 雑が発生した。

図 7 迂回路での交通量の変化

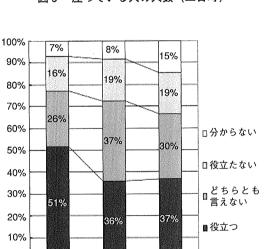
ていく状況がデータ上でも把握できた。

2

てオー らえない状況にあった。 来街者アンケート調査から、 イベントをあわせて開催した実験1 を除き、 オープンカフェの利用状況(図8・ プンカフェ なかなかオープンカフェ に座る人数に増加がみられた。 それでも日が経つにつれ 座る理由がな に座っても (フル 9 モ

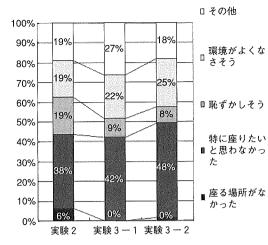


座っている人の人数(三日町) 図 9



実験3-1 実験3-2

まちなかの活性化に役立つか 図10



オープンカフェを利用しなかった理由 図 8

ル

歩行者や公共交通優先

要があるとの意見であった。

5

バスの走行環境への影響

バ

スドライバーのヒアリング調査では、

改善を図りながら次なる施策展開に結びつける必

かしながら、本実験は有意義な取組みであ

フェ 恥ず

を利用しない主な理由として把握できた。

かし

14

座る環境にないなどが、

オープン

カ

1

ランジット

ŧ

1 ル

では買い物客が店先まで車

商売としてはマイナ

でこられないことなどから、

ス影響であったという意見が多くあった。

3

来街者の満足度

来街者アンケート調査から、

トランジットモ

「役立たな

る。 しては まちづくりが期待されているものと考えられ が活性化に 個別評価では、 とする評価を上回り、 「役立つ」とする評価が 歩行空間やバスの利便性に関

つ 4 11 ては、

方、 総じて悪化したという評価であった。

商業者へのヒアリング調査では、 商業環境への影響

自動車の利便性や周辺道路での交通環境に 良くなったとする評価が多くみられ

9

、ルトランジットモー

ル は、

般

車

Þ 路 実験3 上

駐

はなく、 車がなく、 バ ス停付近でみられるタクシーとバスとの混雑 走りやすいとの評価であった。

デ

障となったが、 タ上からも推測することができた。 交通規制に伴う交通混雑によりバ 円滑な走行ができたとの評価であり、 これを要因とする大きな遅延は スの 運行の支

実験3

J

ル

配送トラックへの影響

6

かったとする評価であった。

あり、 なく、 をいつもより小さくしたなどの工夫を行った例 辺道路に停めて台車等で配送したという意見が多く このような配送トラックによる混雑は基本的 配送トラックドライバーへのヒアリングでは、 路上停車台数調査のデータでも把握できた。 交通規制時間前に配送を終わりにする、 周 車

かったとする評価が多くあった。 実験3-での荷捌きスペ 1 スは 使

0%

実験 2

みられた。

い勝手が良 60

■ 実験に対する個別評価

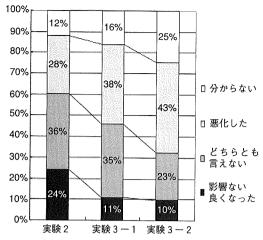


図12 周辺道路の渋滞

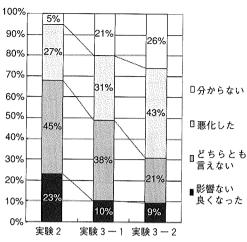


図11 自動車の利便性

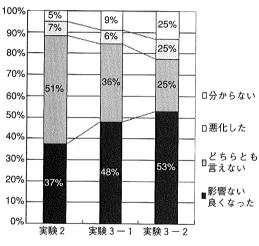
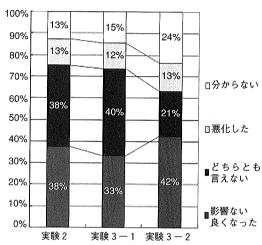


図14 歩きやすさ



が多くあった。

高齢者や障害者等の

利用

者

0

慮

から、

ラ 送

実験は売り上げにマイナスに影響したとする意見

道路を主に流したとのことであっ

に表通りに入れないことから、

混雑の少な

·周辺

タクシードライバー

'n

Ł

こアリ

グでは、

基本

的

できるようにすべきとの意見があった。

ジ

ットモールであってもタクシ

1 配

・の降車

ゃ

配 1

図13 バスの利便性

今後の展開

街地にふさわしいトランジ 今後は、 調査結果を精査 ッ 分析 ٢ ŧ 1 ル 0 本市中心

あり方を

市

模索することになります。

結び 段階的 1 などを含め対象地区 して求められるな交通手段を組み込むことをはじ ンジット 施 行空間を活用 周辺道路 賑わ つけていくことが必要となります。 周辺道路を含めた適切な交通規制 の際には、 日 1の限定、 な取組みが必要と考えられます。 モー 14 の の混雑の状況 あるトランジ ル 定期化することからはじめるなど、 本実験の結果を活かし、 の取組みは現状では困難であり た回遊の の 「トランジッ から ットモー 仕掛けづ Ã て、 くりなどを行 ŀ ルの実現 恒 久的 0) タ 誘導や 機能と クシ なトラ

タクシー への影響

7

た。客が拾えず